

**令和 8 年度  
青森県に対する重点要望事項**

**令和 7 年 10 月**

**弘 前 市**



《 最重点項目 5 件 》

番号	新規継続の別	青森県 主管部課	要 望 事 項	弘前市 主管部課	頁
1	継続	警察本部生活安全部 生活安全企画課 交通・地域社会部 地域生活文化課	防犯カメラを活用した 安全・安心なまちづく りの推進について	(弘前市) 市民生活部 市民協働課	6
2	継続	健康医療福祉部 障がい福祉課	発達の子になる子及び その家族に対する支援 について	(弘前市) 福祉部 障がい福祉課	9
3	継続	農林水産部 農林水産政策課 環境エネルギー部 自然保護課	鳥獣被害防止対策事業 の強化について	(弘前市) 農林部 農村整備課	11
4	新規	経済産業部 地域企業支援課 観光交流推進部 県産品販売・輸出促 進課	工芸品の支援に係る施 策について	(弘前市) 商工部 産業育成課	13
5	継続	教育庁 教職員課	指導方法工夫改善に係 る教員加配定数の維持 及び教員の未配置の解 消について	(弘前市) 教育委員会 教育総務課	16

《 重点項目 16 件 》

番号	新規継続の別	青森県 主管部課	要望事項	弘前市 主管部課	頁
1	継続	県土整備部 港湾空港課 道路課	津軽港の物流拠点化と鱒ヶ沢弘前間を結ぶ道路の整備について	(弘前市) 企画部 企画課	20
2	継続	危機管理局 防災危機管理課	岩木山火山防災に係る対策の推進について	(弘前市) 総務部 防災課	23
3	継続	交通・地域社会部 地域生活文化課 警察本部警務部 警務課	犯罪被害者等支援の推進について	(弘前市) 市民生活部 市民協働課	25
4	新規	農林水産部 りんご果樹課	りんご雪害軽減事業の継続及び実施体制の確保について	(弘前市) 農林部 りんご課	28
5	新規	農林水産部 構造政策課	企業の農業参入について	(弘前市) 農林部 農政課	30
6	新規	農林水産部 りんご果樹課 構造政策課	持続可能な青森りんごのブランド確保について	(弘前市) 農林部 りんご課	32
7	継続	農林水産部 構造政策課	新規就農者への支援について	(弘前市) 農林部 農政課	34
8	継続	経済産業部 企業立地・創出課	企業立地の推進について	(弘前市) 商工部 産業育成課	37
9	継続	こども家庭部 若者定着還流促進課	若者の地元就職・地元定着の促進につながる環境整備や情報発信の強化について	(弘前市) 商工部 商工労政課	41

番号	新規継続の別	青森県 主管部課	要望事項	弘前市 主管部課	頁
10	継続	観光交流推進部 観光政策課 誘客交流課 環境エネルギー部 自然保護課 県土整備部 道路課	白神山地の観光振興の推進について	(弘前市) 観光部 国際広域観光課	44
11	継続	県土整備部 河川砂防課	腰巻川の早期改修について	(弘前市) 建設部 土木課	47
12	継続	県土整備部 道路課	主要地方道弘前柏線の整備促進について	(弘前市) 建設部 土木課	49
13	継続	県土整備部 道路課	道路融雪設備の機器更新への支援制度の拡充について	(弘前市) 建設部 道路維持課	51
14	継続	県土整備部 道路課	雪置き場の新規整備に対する支援について	(弘前市) 建設部 道路維持課	53
15	継続	教育庁 高等学校教育改革推進室	県立高等学校教育改革における多様な学習環境の整備について	(弘前市) 教育委員会 学校整備課	56
16	継続	こども家庭部 こどもみらい課	地域の実情を反映した恒久的な学校給食費の無償化について	(弘前市) 教育委員会 学務健康課	59



# 最重点要望事項

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	防犯カメラを活用した安全・安心なまちづくりの推進について
---------	------------------------------

要 望 先	国	
	県	警察本部生活安全部生活安全企画課 交通・地域社会部地域生活文化課

要 望 内 容	<p>○ 防犯カメラの設置に対する財政支援について</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 令和6年は、県内の刑法犯認知件数が4,358件となり、前年の4,815件を下回ったものの、社会に大きな影響を与える殺人、強盗、不同意性交等の重要犯罪の認知件数が令和4年に67件、令和5年に118件、令和6年に183件と2年連続で大幅に増加していることから、防犯対策の強化が求められております。</p> <p>○ 防犯カメラは、警察機関への画像提供により犯罪発生後の犯人追跡に役立ち、事件の早期解決につながるほか、その存在を認識させることで犯罪抑止や地域住民への自主防犯意識の醸成が期待できるなどの効果があります。</p> <div data-bbox="347 1108 1305 1848" data-label="Image"> </div> <p>○ 当市では平成26年度に弘前大学周辺等に防犯カメラを20基設置しており、弘前大学周辺における窃盗の認知件数は、設置後の令和元年には半減し、高い犯罪抑止効果が得られております。</p>

- 令和3年度には東地区に12基を設置し、防犯カメラの設置を契機に地域住民が無理なく続けられる「ながら見守り」の取組を開始しました。翌年には、東地区の事業者へ防犯用品の設置を呼び掛け、現在多くの事業者が参加しており、地域全体の自主防犯意識の醸成が図られております。
- 令和6年度には下町地区及び城西地区に防犯灯一体型防犯カメラを10基設置し、防犯カメラ作動中表示板のほか、防犯カメラ設置地区であることを示す看板やのぼり旗等を地区内に設置することで、犯罪抑止効果の向上を図っております。
- 地域防犯活動は、防犯パトロール等見守り活動の担い手が不足しているため、防犯カメラを活用した、効率的・効果的な仕組みづくりが必要となっております。

『地域防犯力』防犯パトロール等見守り活動の実施状況

	防犯指導隊（弘前地区）	街頭指導（弘前市）	隊員数
令和6年度	活動日数 延べ 3,253日	実施回数 88回 従事人数延べ354人	208人
令和5年度	〃 延べ 3,364日	〃 87回 延べ338人	229人
令和4年度	〃 延べ 3,441日	〃 107回 延べ434人	253人

- 近年、全国的に発生している重要犯罪等により住民の防犯への意識が高まり、防犯カメラを新增設する自治体が増加しております。しかしながら、街頭に設置する防犯カメラ機器や設置工事に要する費用は高額で設置後の維持管理費や更新の費用も発生することから、財源の確保が課題となっておりますが、国や県では街頭防犯カメラ設置への恒常的な財政支援策は設けられていない状況であります。
- 全国的には複数の県において、市町村を対象とした設置補助の制度が設けられております。

防犯カメラ設置に係る補助事業実施状況 ※印：実施主体＝警察

	千葉県	静岡県	長野県※
上限額	20万/台	15万/台	25万/団体
補助割合	1/2以内	1/2以内	1/3以内

【具体的内容】

- 防犯カメラ設置を推進するため、防犯カメラ設置を目的とした恒常的な財政支援として、市町村を対象とした設置補助の事業実施をお願いします。

【効果等】

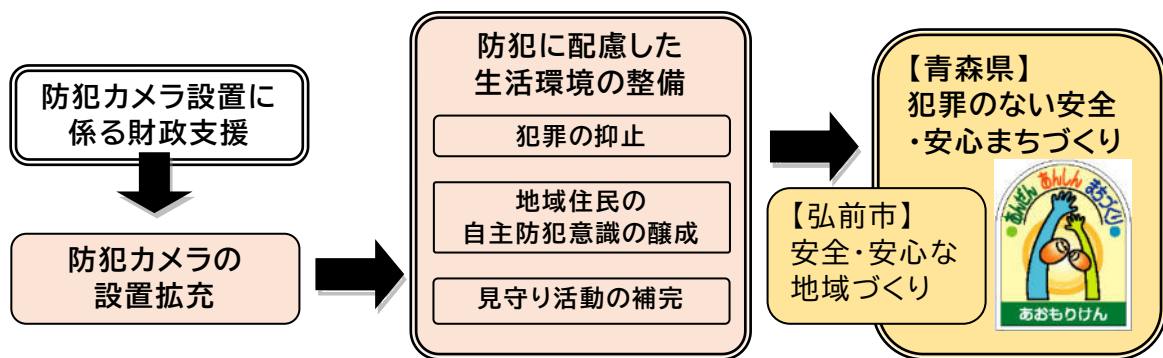
- 防犯カメラの設置数を拡充することで、「犯罪の抑止」と「地域住民の自主防犯意識の醸成」のエリアが広がります。
- 減退傾向にある防犯パトロール等の見守り活動を防犯カメラが補完し、「地域防犯力」の維持が図られます。

○ 防犯カメラ設置検討の取組を地域住民と協働で進めることにより、県が掲げる「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画（第6次）」の推進に寄与します。

・ 基本的方向性2 施策7防犯に配慮した生活環境の整備

5)防犯カメラの設置拡充

これにより「青森県基本計画」及び「あおもり創生総合戦略」に掲げる「防犯と犯罪対策強化」の推進が図られます。



現在までの主な経過・参考事項

◎防犯カメラ設置効果の検証（弘前大学周辺） ※弘前警察署資料

窃盗	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
認知件数	101	88	66	79	85	42	55	51	36	42	4
検挙件数	5	8	6	4	11	1	30	34	23	2	1
検挙率(%)	5.0	9.1	9.1	5.1	12.9	2.4	54.5	66.7	63.9	4.8	25.0
性的犯罪	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
認知件数	5	1	2	1	1	0	2	1	4	2	0
検挙件数	2	0	2	1	1	0	2	1	2	2	1
検挙率(%)	40.0	0.0	100	100	100	-	100	100	50.0	100	-

◎防犯カメラ画像提供依頼数（下段：依頼箇所数） 依頼元：弘前警察署等

H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7※
10	18	13	13	13	5	14	18	5	19	5
19	68	43	35	36	5	38	44	11	42	6

※令和7年7月24日時点

◎関係条例・計画等

- 平成18年4月 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例
- 平成19年4月 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画
- 平成26年4月 弘前市安全・安心まちづくりの推進に関する協定
- 平成26年10月 弘前市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱
- 平成30年11月 青森県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン
- 平成31年3月 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画（第5次）
- 令和6年3月 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画（第6次）

担当部課：市民生活部市民協働課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	発達の子になる子及びその家族に対する支援について
---------	--------------------------

要 望 先	国	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
	県	健康医療福祉部障がい福祉課

要 望 内 容	<p>○ 発達の子になる子及びその家族に対する支援への補助金制度の創設について</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 当市では、発達障がいなど医師の診断が無くても、就学前の発達の子になる子やその家族が気軽に相談でき、必要に応じて療育支援を行うなど、早期対応による療育や相談の場を創出する「子どもの発達サポート事業」を実施しております。</p> <p>○ この事業は、県で実施している「障害児等療育支援事業」の事業内容に加え、中心市街地にある商業施設内に療育相談の場を設置し、発達の子の保護者や家族が気軽に相談できる環境を創出するなど、出張療育等指導を行っている市独自の事業であります。</p> <p>○ 利用者からは、「専門機関へ相談に行くのはハードルが高かったが、商業施設内だと周囲を気にせず気軽に相談でき、早期に支援を受けることができた。」など大変好評を得ているところです。</p> <p>○ これまで当該事業は、市町村等がその地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態で実施する「地域生活支援事業」のうち、特別枠に位置づけられ、国として促進すべき事業とされる「特別促進事業」として毎年度実施計画を提出し、補助金の交付を受け実施していましたが、令和6年3月の協議要領の改正により、令和6年度を計画期間の終期とする旨の通知があったところです。</p> <p>○ 発達検査において要精密検査となる児童は毎年一定数おり、診断名がつく前のいわゆる発達の子になる子やその家族に対して、身近な場所で気軽に相談できる場を創出することは、早期対応による児童の発達能力の助長・自立を促すとともに、安心して子育てができることで家族の心理的負担軽減に繋がっており、今後の事業継続に向けた財源の確保が課題となっております。</p>

子どもの発達サポート事業実績 (単位：延べ人数)

項目\年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
外来療育等指導事業	986	891	651	861	702
出張療育等指導事業	110	248	219	228	262
障害児通所施設等支援事業	3	4	9	15	25
計	1,099	1,143	879	1,104	989

※太枠内は、市の独自事業

【具体的内容】

- 発達の気になる子とその家族への支援を引き続き安定して継続するため、特別促進事業補助金に代わる助成制度の創設をお願いします。  
併せて、特別促進事業によらない実施方策とした場合の補助金の創設について、国への働きかけをお願いします。

【効果等】

- 事業を継続することで、ことばの発達をはじめとしたコミュニケーション能力など、様々な認知機能が習得される乳幼児期に適切な支援を受けることにより、子どもの発達をより良い方向に促すことができるとともに、家族の心理的負担軽減も図られるなど、子どもたちが安心して暮らせる環境整備につながります。
- また、青森県基本計画政策テーマ3「こども」の政策Ⅲの施策1「様々な環境にあるこどもや家庭への支援」に掲げる取組み、及びあおもり創生総合戦略政策分野2「こどもの健やかな成長、県民一人ひとりの健康づくり」の「主な個別政策③」に掲げる支援の充実など、様々な事業促進が期待できます。

現在までの主な経過・参考事項

地域生活支援事業補助金

		R2		R3		R4		R5		R6	
総事業費		¥16,866,906	—	¥17,043,529	—	¥17,225,836	—	¥17,957,331	—	¥19,603,421	—
内訳	国支出金	¥8,433,000	50%	¥8,521,000	50%	¥8,612,000	50%	¥8,463,000	47%	¥8,184,000	42%
	県支出金	¥4,216,605	25%	¥4,260,000	25%	¥4,306,420	25%	¥4,231,000	24%	¥4,074,000	21%
	市	¥4,217,301	25%	¥4,262,529	25%	¥4,307,416	25%	¥5,263,331	29%	¥7,345,421	37%

担当部課：福祉部障がい福祉課

□新規 ■継続（一部新規） □継続

要 望 事 項	鳥獣被害防止対策事業の強化について
---------	-------------------

要 望 先	国	農林水産省農村振興局、環境省自然環境局
	県	農林水産部農林水産政策課、環境エネルギー一部自然保護課

要 望 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ツキノワグマによる農作物被害等防止対策の強化について</li> <li>○ 鳥獣被害防止総合対策交付金の財源確保について</li> </ul>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内でのツキノワグマの出没件数が令和7年8月末時点で1,300件以上になり、過去最多であった令和5年の1,193件を超える状況となっております。当市においても、令和7年度8月末時点の目撃件数は86件と、過去最多であった令和5年度同時期の63件を超える状況となっており、捕獲数は103頭、人的被害も2件発生するなど、農作物や住民への被害リスクが高まっております。</li> <li>○ 当市では、クマをはじめとした有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止電気柵の整備のほか、減少傾向にあるハンターの担い手確保・育成のための新規狩猟免許取得費の助成や射撃講習会を開催するなど、ハード、ソフト両面から各種防除対策に取り組んでおりますが、今年の秋のブナの実は大凶作となる見込みであり、今後クマの出没がさらに増加することが予想されます。そのため、当市では、クマ捕獲わなの購入補助金を新たに創設するとともに、市の捕獲わなの追加購入や市単独の侵入防止柵整備事業の補助率の引き上げ、ハンターへのクマ捕獲報奨金の増額など、クマ被害対策のさらなる強化を図っております。</li> <li>○ 鳥獣被害防止総合対策交付金による整備事業においては、令和5年度以降は申請額に対し満額の予算配分をいただいておりますが、推進事業につきましても上限額が決められており、更には平成29年度から大幅な減額が続く、特に令和4年度以降は3割以上の減額となっております。農作物被害等の減少に向け、当市が充実した鳥獣被害対策を実施していくためには、本交付金の安定した確保が必要となっております。</li> <li>○ クマなどによる人的被害対策として、一定の条件を満たせば市町村長の判断で市街地での「緊急銃猟」を可能とする改正鳥獣保護管理法が令和7年9月1日に施行となりましたが、ハンターの責任の大きさ、対応職員の専門知識やノウハウの不足、住民の安全を確保しながら実施可能な条件の確認などを迅速に行わなければならないなど、実施にあたり多くの課題があるものと考えております。</li> </ul> <p><b>【具体的内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市街地のクマ対策として、県が実施しているクマ類捕獲等対策事業費補助や有害鳥獣捕獲体制強化事業費補助などにより、クマ捕獲わなの購入を支援していただくとともに、クマの農作物被害対策に対し、それぞれの地域事情を考慮した市町村の取組に対する新たな県による支援をお願いします。更にクマが</li> </ul>

潜む可能性のある、県が管理する河川の中州や岸の草木伐採等を行っていただくようお願いします。

- クマの対策については、行政区域をまたぐ広域的対応も必要となることから、緊急銃猟の実施にあたり、県において市町村が基礎とすることができる対応マニュアルを作成していただくとともに、対応方針の検討や安全の確保、銃使用の条件確認などについて、市町村に助言や支援を行っていただく体制の整備をお願いします。
- 当市が実施する鳥獣被害対策を今後も安定して継続するため、特に要望額に対し充当率が低いソフト面の推進事業の上限額の拡充を含め、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について、国への働きかけをお願いします。

**【効果等】**

- 充実した鳥獣被害対策を継続及び強化することで、農作物被害の減少、生産者の営農意欲の向上、高品質な農作物の安定生産及び市民生活の安全確保等が図られます。

<主な経過>

《ツキノワグマ目撃件数及び捕獲数の推移》

【単位：件】

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 (8月末)
目撃件数	34	62	47	103	42	66	41	201	41	86
捕獲数	7	33	16	79	24	62	20	142	33	103

《鳥獣被害防止総合対策交付金 予算配分額の推移》

年 度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
要望額（千円）	5,974	5,337	7,647	9,225	13,115	6,820	12,651	5,205	29,502	
配分額（千円）	4,863	4,390	6,647	6,800	10,188	4,968	11,719	4,188	28,389	
充当率（%）	81.40	82.26	86.92	73.71	77.68	72.84	92.63	80.46	96.23	
内 整 備 事 業	要望額（千円）	2,974	2,337	5,002	3,819	8,115	2,658	9,651	2,205	26,502
	配分額（千円）	2,379	2,103	4,301	2,902	6,492	2,259	9,651	2,205	26,502
	充当率（%）	79.99	89.99	85.99	75.99	80.00	84.99	100.00	100.00	100.00
内 推 進 事 業	要望額（千円）	3,000	3,000	2,645	5,406	5,000	4,162	3,000	3,000	3,000
	配分額（千円）	2,484	2,287	2,346	3,898	3,696	2,709	2,068	1,983	1,887
	充当率（%）	82.80	76.23	88.70	72.11	73.92	65.09	68.93	66.10	62.90

担当部課：農林部農村整備課

■新規 □継続（一部新規） □継続

要 望 事 項	工芸品の支援に係る施策について
---------	-----------------

要 望 先	国	
	県	経済産業部地域企業支援課 観光交流推進部県産品販売・輸出促進課

要望内容	<p>○ 工芸品の販売力向上や販路開拓・拡大に向けた支援に係る施策の強化について</p>
現状と課題・具体的内容・効果等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 当市には、地域の資源や特性を活かした工芸品が数多くあり、その技術・技法は古くから脈々と受け継がれてきましたが、生活様式の変化による消費者ニーズの低下に伴い、生産額が減少し、担い手不足や既存の販売経路での売上減少などの課題を抱えており、先人たちが培ってきた歴史ある当市工芸品の存続が危ぶまれている状況にあります。</p> <p>○ これらの課題に対応するため、当市ではこれまで、産地組合を対象とした販路拡大や若手職人の後継者育成研修、産地組合の運営費に係る経費の一部補助や、工芸品の生産者・販売者を対象とした現代のニーズに合った商品やプロモーションツールの開発および製作に係る経費の一部補助のほか、小・中学生を対象とした工芸品の製作体験や工場見学などを実施しております。</p> <p>○ また、令和8年度は、全国の漆器関係者が集まる「ジャパン漆サミット」および「日本漆器協同組合連合会全国大会」を当市において開催予定であり、産地組合では組織体制や業界の連携強化を図ることとしており、当市としても漆器産業の振興のため、当該活動への支援の拡充を予定しているところです。</p> <p>○ 県においては、インバウンド向け商品の開発支援や、神戸を中心とした関西圏での販路拡大支援を行っているほか、香港での展示会への出展や輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金などにより海外への販路開拓・拡大支援を行っているところではありますが、今後の人口減少等による国内市場の縮小に対応するためにも、さらなる工芸品の販売力の向上と国内外での販路開拓・拡大が課題となっています。</p> <p><b>【具体的内容】</b></p> <p>○ 工芸品の販売力向上のため、工芸品の販売ノウハウを身に付けた人材の育成や、消費者ニーズに合わせた工芸品の商品開発支援などを含めた施策のさらなる強化をお願いします。</p> <p>○ 国外における販路開拓・拡大においては、特に若手職人らが独自に販路を確立することは困難であるため、パリで開催されているメゾン・エ・オブジェのように工芸品に特化した国際的な見本市等へ、県の主導により出展いただき、若手職人が国外での販路開拓に着手しやすい環境づ</p>

くりを支援くださるようお願いいたします。

- 全国の漆器関係者が集まり、県内唯一の国指定伝統的工芸品である津軽塗が注目される契機となる、「ジャパン漆サミット」および「日本漆器協同組合連合会全国大会」の開催に向けた支援をお願いいたします。



〔ジャパン漆サミット〕



〔日本漆器協同組合連合会全国大会〕

### 【効果等】

- 工芸品業界の販売力向上や販路開拓・拡大が図られることにより、生産額の増加や雇用機会の増加による職人の活動する場の確保や担い手不足解消など、工芸品業界の活性化につながります。
- 全国の漆器関係者が集まる「ジャパン漆サミット」および「日本漆器協同組合連合会全国大会」を開催することで、津軽塗をはじめとした当市工芸品への注目が高まり、工芸品需要の喚起につながります。

<参考事項>

《当市の取組》

【後継者育成】

- ・ 下記事業に要する経費の一部を補助
  - (1) 津軽塗の技術習得を目的とした技術研修
  - (2) 津軽塗の技能・技術の継承を目的として開催する展示会
  - (3) 技術研修を受講する研修生の成果発表を目的とした展示会
- ・ 令和7年4月末日現在、2名が研修中
- ・ これまでに研修を修了した16名のうち10名が津軽塗職人として活動中

【地域産業魅力体験事業】

- ・ 未来の担い手の確保と、工芸品の魅力を子どもたちに伝えるため、小・中学生を対象に、工芸品の製作体験および工場見学を実施
- ・ 工芸品の品目  
製作体験：津軽塗、ブナコ、津軽焼、津軽こぎん刺し、金魚ねふた、津軽凧  
工場見学：ブナコ、津軽打刃物

【工芸品魅力向上事業費補助金】

- ・ 現代のニーズにあわせた工芸品を制作し、プロモーションにより魅力を向上させるため、自社商品またはパッケージの開発、プロモーションツールの作製、ホームページの開設又は一新に係る経費の一部を補助

【ひろさきブランド販路開拓補助金】

- ・ 中小企業者等が持つ独自の技術・製品及び工芸品の販路拡大、新規需要開拓を促進するために、市内の中小企業者等が国内外の見本市等（オンライン形式含む）へ出展する経費の一部を補助

現在までの主な経過・参考事項

担当部課：商工部産業育成課

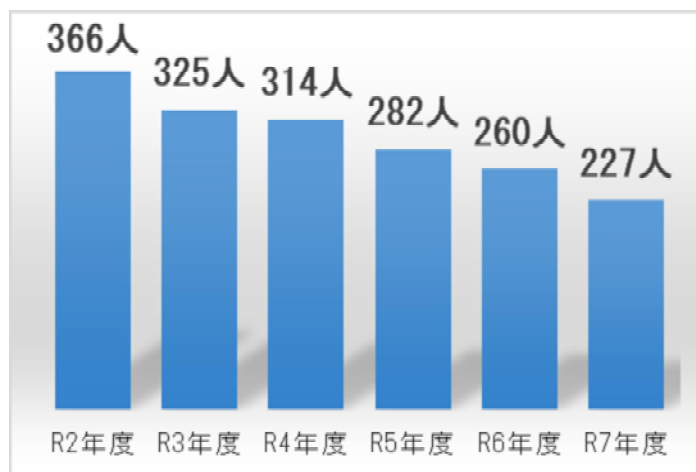
□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	指導方法工夫改善に係る教員加配定数の維持及び教員の未配置の解消について
---------	-------------------------------------

要 望 先	国	文部科学省初等中等教育局財務課
	県	教育庁教職員課

要 望 内 容	○ 指導方法工夫改善に係る教員加配定数の維持について																																								
	○ 公立小学校における教員の未配置の解消について																																								
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 国は少人数でのきめ細かな指導や教科専門的な指導の役割を担う指導方法工夫改善に係る教員の加配を行っておりますが、近年加配定数の削減を進めております。青森県教育委員会から国へ要望するなどの働きかけを行っておりますが、令和7年度も当市立小学校における指導方法工夫改善に係る教員加配は令和6年度から1名削減となり、今後も削減の傾向が続くものと予想されます。</p> <p style="text-align: center;"><b>[当市立小学校における指導方法工夫改善教員加配の推移]</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>専科指導以外 (チーム・ティーチング等)</th> <th>専科指導</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>31人</td> <td>2人</td> <td>33人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>29人</td> <td>3人</td> <td>32人</td> <td>▲1人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>15人</td> <td>11人</td> <td>26人</td> <td>▲6人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>14人</td> <td>12人</td> <td>26人</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>11人</td> <td>13人</td> <td>24人</td> <td>▲2人</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>7人</td> <td>15人</td> <td>22人</td> <td>▲2人</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>6人</td> <td>15人</td> <td>21人</td> <td>▲1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 削減の傾向は当市だけの問題ではなく、国からの指導方法工夫改善に係る教員加配の青森県配分数は、過去6年間を見ても減少傾向にあります。</p>	年度	専科指導以外 (チーム・ティーチング等)	専科指導	合計	増減	令和元年度	31人	2人	33人	—	令和2年度	29人	3人	32人	▲1人	令和3年度	15人	11人	26人	▲6人	令和4年度	14人	12人	26人	なし	令和5年度	11人	13人	24人	▲2人	令和6年度	7人	15人	22人	▲2人	令和7年度	6人	15人	21人	▲1人
	年度	専科指導以外 (チーム・ティーチング等)	専科指導	合計	増減																																				
令和元年度	31人	2人	33人	—																																					
令和2年度	29人	3人	32人	▲1人																																					
令和3年度	15人	11人	26人	▲6人																																					
令和4年度	14人	12人	26人	なし																																					
令和5年度	11人	13人	24人	▲2人																																					
令和6年度	7人	15人	22人	▲2人																																					
令和7年度	6人	15人	21人	▲1人																																					

[青森県の公立小・中学校における指導方法工夫改善教員加配の推移]



- 指導方法工夫改善に係る教員の加配定数の削減が継続されるのであれば、ティーム・ティーチングや習熟度別学習、教科担任制などきめ細かな指導が困難となることが危惧されます。
- 当市立小学校では、令和7年度始業時に教員の未配置が15名あり、現在も未配置が継続している学校もあることから、学校経営に困難が生じるおそれがあります。学級担任不在という事態は回避できたものの、小学校では加配措置に対する教員が配置されていない学校が多く、きめ細かな指導が困難な状態にあります。

[当市立小学校における教員定数及び未配置数の推移]

年度	教員定数	4月始業時の 教員未配置数
令和元年度	454人	2人
令和2年度	448人	なし
令和3年度	437人	なし
令和4年度	454人	16人
令和5年度	471人	33人
令和6年度	483人	15人
令和7年度	485人	15人

※教員未配置数には、病気休暇等の代替講師の未配置数も含む。

- 定年年齢は引き上げられたものの、定年前で退職する教員もあり、教員不足の一因となっています。
- 全県的な常勤講師不足により、当市立小学校においても、17校23名については短時間勤務の非常勤講師で対応せざるを得ない状況にあり、常勤講師の確保が課題となっております。
- 学校における教員の働き方改革を進めていきたいがマンパワーが足りないため実践できないとの意見が上がっております。

**【具体的内容】**

- 児童生徒へのきめ細かな指導・対応のため、指導方法工夫改善に係る教員の加配定数は削減せずに維持するよう、引き続き国への働きかけをお願いします。
- 加配教員も含めた教員定数の未配置の解消と常勤職員の確保をお願いします。

**【効果等】**

- 加配教員を活用しティーム・ティーチングを導入することで、学習内容の定着が早い児童生徒には発展的な学習に取り組ませることができ、定着に時間がかかる児童生徒には個別によりきめ細かな指導を行うことができます。
- 教科担任制の導入や運用により授業の質の向上、小・中学校間の円滑な接続、多面的な児童理解が図られます。
- 加配教員が、生徒指導的な対応や支援を要する児童生徒へ積極的に関わることで役割分担が進み、学級担任や教科担任の負担が軽減されます。

<参考>

[令和7年度における小学校教員未配置数・非常勤講師任用数]

	教員未配置数	非常勤講師の任用数
青森県全体	90人(2.5%)	103人(2.8%)
青森市	6人(0.8%)	34人(4.3%)
弘前市	13人(2.7%)	23人(4.7%)
八戸市	19人(3.1%)	9人(1.5%)

※青森県市町村教育委員会連絡協議会事務局による調査結果（R7.5.1時点）

現在までの主な経過・参考事項

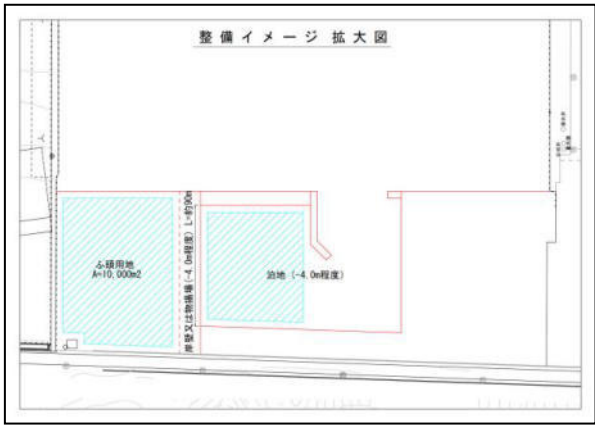
担当部課：教育委員会教育総務課

## 重 点 要 望 事 项

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	津軽港の物流拠点化と鱈ヶ沢弘前間を結ぶ道路の整備について
---------	------------------------------

要 望 先	国	
	県	県土整備部港湾空港課、道路課

要望内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津軽港の物流拠点化と利活用促進について</li> <li>○ 津軽自動車道をはじめとした、鱈ヶ沢町と弘前市を結ぶ道路の整備促進について</li> </ul>
現状と課題・具体的内容・効果等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津軽港は、県内日本海側唯一の物流港湾であり、津軽地域全体の経済・産業の振興に寄与することが期待され、必要な港湾機能の強化が望まれているところであります。</li> <li>○ 陸上風力発電施設の部材や建設資材の取扱数量は増加傾向が続いておりますが、津軽地域の基幹産業であるりんごをはじめとした農産物や食料加工品などの取扱品目の拡大も望まれております。</li> <li>○ 洋上風力発電事業に関しては、青森県沖日本海（南側）が令和5年10月に再エネ海域利用法に基づく「促進区域」の指定を受け、令和6年12月に事業者が選定されており、今後、令和12年度の運転開始に向けて、県によるメンテナンス拠点としての整備が行われるところであります。</li> <li>○ 津軽港と当市を含む津軽地域を結ぶ質の高い幹線道路である津軽自動車道は未だ全線開通しておらず、同港の物流基盤が脆弱な状況となっております。</li> </ul> <p style="text-align: center;">[津軽港整備イメージ]</p> <p style="text-align: center;">※青森県沖日本海（南側）協議会構成員説明会資料</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p><b>【具体的内容】</b></p> <p><u>津軽港が物流の拠点となり得る港湾機能の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設資材等の取扱数量増加や安定供給、津軽地域のりんごをはじめと</li> </ul>

した農産物等の取扱品目拡大へ向けた需要調査を行い、今後の円滑な物流確保や港湾機能の強化を実現するための次期整備計画の策定及びそれに基づく港湾施設の環境整備を実施していただくようお願いします。

- 津軽港が洋上風力発電事業の運転開始後の保守・管理拠点となる港（オペレーション&メンテナンス港）として利活用され、津軽地域の産業振興が図られるよう、地元事業者及び関係機関との連携をこれまで以上に強化し、必要となる港湾機能の整備を引き続き実施していただくようお願いします。
- 鱒ヶ沢（津軽港）・弘前・青森（青森港）における災害時等のリスク分散及びバックアップ機能確保のための物流拠点となり得る、港湾機能の強化を進めていただくようお願いします。
- 物流及び人的交流拡大のため、クルーズ船の受入環境の整備に向けた調査及びポートセールス活動への引き続きの支援をお願いします。

[県産りんごの輸出]



[津軽港と津軽地域を結ぶ道路]

**質の高い幹線道路の整備**

- 現在事業中の津軽自動車道によって鱒ヶ沢町と国道7号への陸路が整備され、併せて当市から津軽港への陸路が整備されることにより、鱒ヶ沢（津軽港）・弘前・青森（青森港）における災害時等のリスク分散とバックアップ機能の確保につながるとともに、津軽港を利用した企業誘致の材料となるほか、津軽港を拠点に国内外と津軽地域を結ぶ、農産物などの物流ルートの構築につながることから、津軽自動車道の早期の全線開通を国へ働きかけていただくとともに、将来的な必要性を見据え、津軽自動車道の整備後には、当市と津軽港を結ぶ物流に適した質の高い幹線道路を整備していただくようお願いします。
- 津軽港と当市を直接結ぶアクセス道路である県道弘前鱒ヶ沢線において、機能向上のための道路整備を引き続き実施していただくようお願いします。

**【効果等】**

- 港湾の機能強化が図られます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設資材等の安定供給や農作物など津軽地域産品の取扱品目拡大に対応した、港湾機能強化による港湾の利用促進</li> <li>・ 洋上風力発電事業を契機とした津軽地域の産業振興</li> <li>・ 災害発生時の県内港湾施設のリスク分散、バックアップ機能の確保</li> </ul> <p>○ 津軽港を起点とした津軽地域の道路走行性の向上と当市までの所要時間の短縮が図られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物流拠点としての利用促進</li> <li>・ 地域間交流の促進</li> </ul> <p>⇒ 『津軽地域の豊かな産業構造の構築及び安定した住民生活の確保』</p>
<p>現在の主な経過・参考事項</p>	<p>&lt;主な経過&gt;</p> <p>昭和59年2月 七里長浜港建設促進期成同盟会結成</p> <p>平成8年5月 七里長浜港利用促進協議会設立</p> <p>平成9年6月 七里長浜港供用開始</p> <p>平成9年7月 外国客船（オルガサドフスカヤ号）初入港</p> <p>平成10年9月 大型クルーズ船「ふじ丸」「にっぽん丸」入港</p> <p>平成12年7月 外国貨物船（シルバーアロー号）初入港</p> <p>平成12年8月 七里長浜港における荷役業務に関する協定書調印・締結</p> <p>平成13年6月 中国産輸入砂第1船入港</p> <p>平成16年5月 七里長浜港船舶寄港助成金制度創設</p> <p>平成18年4月 「青森の港湾ビジョン」（国土交通省・青森県）策定</p> <p>平成21年8月 供用開始以降、初めて県産木材を国内出荷</p> <p>平成22年4月 七里長浜港港湾施設（野積場・上屋）の減免制度創設</p> <p>平成22年6月 供用開始以降、初めて輸出（県産木材を中国へ）</p> <p>平成23年12月 「青森県復興ビジョン」に「物流等のバックアップ機能の確保のために重要」として掲載</p> <p>平成26年度 青森県において「青森県建設資材等流通拡大調査検討」を実施</p> <p>平成28年度 新たな物流の可能性として、東北グリーンターミナル(株)が試験的に飼料米（約500トン）を搬出</p> <p>平成30年度 南防波堤の延伸工事完了（港湾地域再生基盤事業の終了）</p> <p>七里長浜港における貨物取扱量実績が過去最高の256,455トンを記録（前年に比べて82,100トンの増）</p> <p>令和元年度 「津軽港」へ港名変更</p> <p>津軽港における貨物取扱量実績のうち、陸上風力発電施設部材の取扱量実績が過去最高の13,874トンを記録（前年に比べて1,929トンの増）</p> <p>令和3年度 津軽港利用促進協議会において「津軽港利用促進方策検討調査」を実施</p> <p>令和4年度 津軽港利用促進協議会において「津軽港トライアル輸送に向けた調査」を実施</p> <p>令和5年度 津軽港利用促進協議会において「津軽港利用実態把握等検討調査」を実施</p> <p>令和6年度 青森県沖日本海（南側）における洋上風力発電事業者を選定</p>

担当部課：企画部企画課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	岩木山火山防災に係る対策の推進について
---------	---------------------

要 望 先	国	内閣府、総務省消防庁、国土交通省
	県	危機管理局防災危機管理課

要 望 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「退避壕や退避舎」の整備・改修に係る補助金の拡充について</li> <li>○ 火山監視体制の強化に係る設備の整備について</li> </ul>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、岩木山は噴火の兆候はなく静穏に経過しておりますが、岩木山頂付近にある3箇所（山小屋）は、草津白根山のような突発的な噴火の際に、身を隠すのに十分な広さや噴石に対する強度がなく、登山者や観光客等が安全に退避できない状況にあります。</li> <li>○ 退避壕・退避舎等の整備にあたっては、県や周辺6市町村が「火山災害警戒地域」に指定されていることや、「津軽国定公園」内に位置すること、ヘリコプターでの資材搬送等多額の経費がかかることから市町村単独での整備が困難な状況となっております。経費に関しては、国による「消防防災施設整備費補助金」がありますが、整備・改修を進めるにあたって補助率の低さが大きな支障となっております。</li> <li>○ 現在、気象庁において岩木山周辺（岩木山百沢東）に監視カメラを設置しておりますが、山頂付近に監視カメラや電源設備がないことから、山頂付近の監視が不十分であり、また、火山灰による発電機の動作不全・電源喪失や、噴火時における円滑な避難誘導の遅延が懸念されているところでもあります。</li> </ul> <p><b>【具体的内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「消防防災施設整備費補助金」の補助率を、岩木山（1/3）についても避難施設緊急整備地域と同等（1/2）以上へと拡充するように国への働きかけをお願いします。</li> <li>○ 現在、山頂付近に監視カメラや電源設備がなく、詳細な監視や噴火時の避難誘導等に支障をきたしていることから、電源・通信ケーブル及び電源設備の整備を行い、通信回線や電源の多重化並びに山頂付近への監視カメラの設置について国への働きかけをお願いします。</li> </ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「退避壕等」の速やかな整備や、山頂付近へ監視カメラ及び電源設備が整備されることで、詳細な火山活動を監視できるほか、突発的な噴火が生じた際に、より迅速な避難誘導が図られます。</li> </ul>



[退避壕設置事例(桜島)]



[山頂監視カメラ事例(蔵王山)]

現 在 ま で の 主 な 経 過 ・ 参 考 事 項	<p>&lt;主な経過&gt;</p> <p>平成25年 7月 岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会設置（事務局：県 県土整備部河川砂防課、国土交通省東北地方整備局）</p> <p>平成26年11月 「岩木山火山防災協議会」設置（事務局：県総務部防災消防課）</p> <p>平成27年 3月 「岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画」策定 （噴火シナリオ・火山ハザードマップ策定）</p> <p>平成28年 2月 改正活動火山対策特別措置法に基づく「火山警戒地域」に県ならび に当市を含む6市町村が指定</p> <p>平成28年 2月 岩木山火山防災協議会において「噴火警戒レベル（案）」承認</p> <p>平成28年 4月 改正活動火山対策特別措置法に基づく「岩木山火山防災協議会」設 置（事務局：県危機管理局防災危機管理課）</p> <p>平成28年 7月 気象庁により「噴火警戒レベル」運用開始</p> <p>平成31年 3月 「岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画【行動計画編】」策定 「岩木山火山避難計画」策定</p> <p>令和元年 7月 「火山防災強化推進都道県連盟」設立（県参画）</p> <p>令和2年 7月 「火山防災強化市町村ネットワーク」設立（市参画）</p> <p>令和4年 8月 津軽岩木スカイライン8合目休憩所を運営する「株式会社岩木スカ イライン」において避難確保計画を策定</p>
--	--

担当部課：総務部防災課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	犯罪被害者等支援の推進について
---------	-----------------

要 望 先	国	
	県	交通・地域社会部地域生活文化課、警察本部警務部警務課

要 望 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害者等支援に関する取組の更なる強化について</li> <li>○ 犯罪被害者等に対する経済的支援制度の創設について</li> </ul>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害者等からの相談に対応する総合的対応窓口は県内全市町村に設置されておりますが、抱えている問題は個々の状況によって異なるため、適切な支援を行うためには専門的な知識が必要となり、相談対応者の育成が課題となっております。</li> <li>○ 県内における殺人、強盗、不同意性交等の社会に大きな影響を与える重要犯罪の認知件数は、令和4年度から2年連続で大幅に増加しており、予期せず犯罪被害に遭われた方々が、生命や身体への危害といった直接的な被害に加え、配慮に欠けた言動による精神的苦痛や身体の不調などの二次被害を伴うこともあります。こうした中、被害者が安心して生活できるよう生活基盤を支え、犯罪被害からの早期回復を図るために、経済的支援の強化が求められています。</li> <li>○ 本市では、犯罪被害者等を地域で支える社会の形成を図るため、令和4年4月1日に弘前市犯罪被害者等支援条例を施行し、経済的支援策として見舞金（遺族・重傷病）の支給、転居費用及び心理相談料の助成を導入しました。その際、圏域市町村の担当職員を対象に意見交換会を開催し、条例の内容や経済的支援の導入に向けての課題を話し合ったことにより、経済的支援を盛り込んだ条例施行の動きが圏域市町村に広がっております。一方、本県における経済的支援の導入は弘前圏域のほか一部市町村に限られており、県内で地域格差が生じている状況にあります。</li> <li>○ 見舞金制度を導入する地方公共団体は、令和2年以降、年々増加しており、都道府県では21都県（令和6年4月1日時点）で導入しています。</li> </ul>

〈地方公共団体における見舞金制度の導入数〉 引用：犯罪被害者白書（警察庁）各年4月1日現在

地方公共団体（数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
都道府県（47）	2	8	13	16	21
政令指定都市（20）	5	9	12	14	17
市区町村（1,721）	303	377	464	631	863

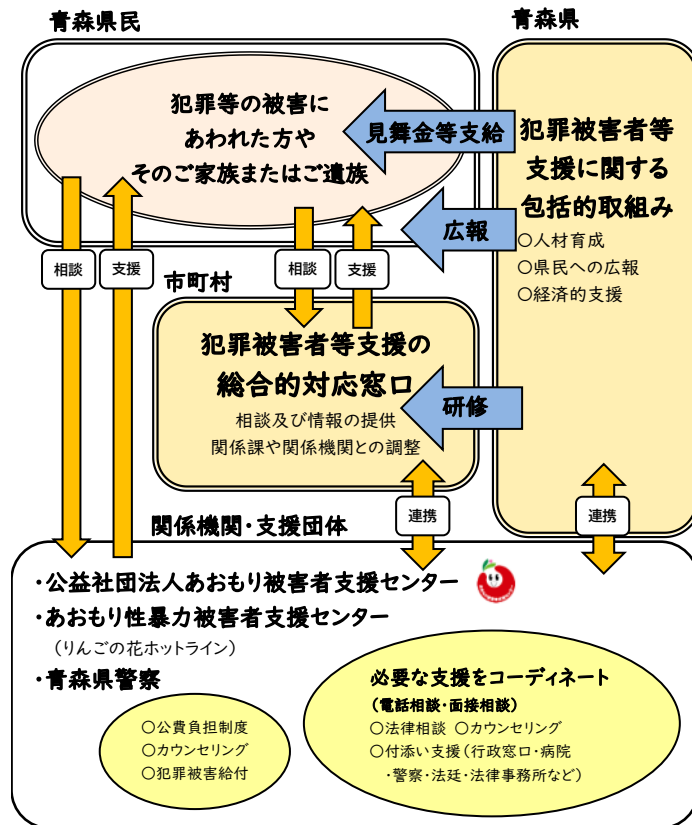
※ 市区町村数には政令指定都市を含まない。区は東京都の特別区をいう。

【具体的内容】

- 犯罪被害者支援を担う人材を育成するため、研修制度の充実に加え、支援の必要性や二次被害に対する県民の理解を深めることを目的とした広報活動など、取組の一層の強化をお願いします。
- 全国的に導入が進んでいる県による見舞金の支給制度など、犯罪被害者等に対する経済的支援制度の創設をお願いします。

【効果等】

- 研修の回数増加や内容の充実等により支援従事者の資質が向上することで、市町村における相談体制が強化されるとともに、関係機関等との連携が図られ、途切れのない支援を行うことができます。また、必要な支援を適切に受けられるようにすることで、被害者の精神的負担の軽減が図られます。
- 県民へ犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性が周知されることで理解が促進され、二次被害の防止に繋がります。
- 県が見舞金等の支給を実施することで、地域格差が生じることなく経済的負担が軽減され、「青森県基本計画」や「あおり創生総合戦略」に掲げる「防犯と犯罪対策の強化」の推進が図られます。
- 県の取組が強化されることにより、市町村の機運が高まり、条例施行の動きが促進されます。



現在までの主な経過・参考事項	<青森県主催の研修会等>	
	平成30年12月	平成30年度地方公共団体職員等に対する犯罪被害者等施策に関する研修会
	令和2年2月	犯罪被害者等支援条例制定記念フォーラム
	令和2年12月	犯罪被害者等支援担当職員研修会
	令和3年10月	令和3年度犯罪被害者等支援担当職員研修会
	令和4年11月	犯罪被害者等支援県民フォーラム
	令和4年12月	令和4年度犯罪被害者等支援担当職員研修会
	令和5年10月	令和5年度犯罪被害者等支援担当職員研修会
	令和5年11月	犯罪被害者等支援県民フォーラム
	令和6年11月	令和6年度犯罪被害者等支援担当職員研修会
	令和6年11月	犯罪被害者等支援県民フォーラム
	<参考事項>	
	平成16年12月	犯罪被害者等基本法制定
	平成17年12月	犯罪被害者等基本計画策定
	令和元年12月	青森県犯罪被害者等支援条例施行
	令和3年3月	第4次犯罪被害者等基本計画策定 青森県犯罪被害者等支援推進計画策定
	令和4年4月	弘前市犯罪被害者等支援条例施行
	令和4年6月	田舎館村犯罪被害者等支援条例施行
	令和4年9月	藤崎町犯罪被害者等支援条例施行
	令和5年4月	平川市犯罪被害者等支援条例施行 板柳町犯罪被害者等支援条例施行 大鱈町犯罪被害者等支援条例施行
令和5年6月	西目屋村犯罪被害者等支援条例施行	
令和7年4月	黒石市犯罪被害者等支援条例施行	

担当部課：市民生活部市民協働課

■新規 □継続（一部新規） □継続

要 望 事 項	りんご雪害軽減事業の継続及び実施体制の確保について
---------	---------------------------

要 望 先	国	
	県	農林水産部りんご果樹課

要 望 内 容	<p>○ 大雪時における早期のりんご雪害軽減事業の実施及び実施体制の確保について</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 令和6年から令和7年の大雪被害は、青森県に甚大な被害をもたらしました。当市においては、被害を未然に防ぐため、農道除雪の前倒しの実施や生産者に対して、りんご樹の雪下ろしの徹底を呼び掛けましたが、高齢化によって雪下ろしができない園地や除雪が間に合わない地域において、りんご樹の幹割れ、枝折れが発生しました。</p> <p>○ 当市では、令和7年1月25日に、りんご樹等の幹割れや枝折れ被害の拡大防止に必要な融雪剤・塗布剤の購入に対する助成を決定しましたが、これとは別に、同年2月4日から申請の受付を開始した青森県の融雪剤空中散布によるりんご雪害軽減事業との併用により、経済的にも、身体的にも生産者の負担を軽減することができました。</p> <p>○ 融雪剤の空中散布は、限られた散布機の台数及び実施期間内で散布エリアや日程の調整を行う必要があることから、希望の時期に散布できないといった課題も残り、今後、スムーズな実施体制が整備されていくものと期待しているところです。</p> <p>○ りんご産業における過去の雪害では、平成17年及び平成18年、平成24年及び平成25年に2年続けて大きな被害が発生しております。</p> <p><b>【具体的内容】</b></p> <p>○ 今後も大雪が予測されることから、早期に融雪剤散布に着手できるような体制の整備をお願いします。</p> <p>○ 地域の実態に合わせた散布時期の調整ができるよう、共同防除組合等の任意組織や農業協同組合等が独自に散布機を導入し、融雪剤散布を行う場合にも、県で空中散布機の購入助成を行い、市町村は農道除雪の早期開通に努めるなど、円滑に融雪剤散布を行うことができる実施体制を、市町村と役割分担しながら構築していただくようお願いします。</p> <p><b>【効果等】</b></p> <p>○ 雪害によるりんご樹被害の軽減が図られ、青森県の重要な産業であるりんご産業の生産基盤が維持されます。</p>

<参考事項>

○りんご研究所における最深積雪（9時積雪深）及び消雪日のうち  
最深積雪深150cmを超えた年及び翌年の最深積雪深

	最深積雪（cm）	消雪日
平成 17 年	160	4/12
平成 18 年	133	3/28
平成 24 年	166	4/15
平成 25 年	180	4/8

○市の対策（令和7年4月10日現在）

1 りんご園地関係

(1) りんご園地雪害対策融雪剤・塗布剤購入費助成事業【1月25日専決処分】

今冬の大雪により発生しているりんご樹等の幹割れや枝折れ被害の拡大防止  
に必要な融雪剤、塗布剤の購入を助成。（受付期間：2/17～8/29）

（助成率及び交付額）

・融雪剤：対象経費の1/3以内（上限額：480円/10a）

・塗布剤：対象経費の1/3以内（上限額：540円/10a）

※予算は市の一般財源で対応。（予算額：20,640千円）

(2) 雪害対策りんご園地等再生事業【R7年度補正予算】

今冬の大雪による雪害からのりんご等果樹園の早期再生に必要な苗木及び  
枝受け支柱の購入を補助。

（補助率及び交付額）

・補植用苗木：対象経費の1/3以内（上限額：700円/本）

・枝受け支柱：精査中

※予算は市の一般財源で対応。（予算額21,000千円）

2 農道除雪関係

(1) 幹線農道除雪業務

例年よりも1か月ほど前倒し1月23日から着手

（業者工区：11工区、地元工区：6工区）

(2) りんご樹雪害対策農道等除雪事業【1月14日専決処分】

りんご樹の雪害対策や剪定作業の進捗を図るため、農道等の除雪を行う団体  
に対して、その活動に係る経費の一部を補助。※4月4日で完了

（補助率）次のいずれか少ない額の2/3以内

①1km当たりの除雪単価を乗じて得た金額

②対象経費の実支出額の合計額

※予算は市の一般財源で対応（予算額：12,000千円）

現在までの主な経過・参考事項

担当部課：農林部りんご課

■新規 □継続（一部新規） □継続

要 望 事 項	企業の農業参入について
---------	-------------

要 望 先	国	農林水産省経営局就農・女性課
	県	農林水産部構造政策課

要 望 内 容	○ 異業種企業の農業参入支援について
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県では、担い手の減少や高齢化とともに、後継者不足問題が顕在化しており、将来にわたり農業生産基盤を維持していくためには、新たな人材を育成・確保することが重要であります。</li> <li>○ また、りんご等の果実をはじめとする農産物については、消費者ニーズの多様化が進む一方、生産体制がこれに追い付いておらず、安定的な供給が困難な状況も見受けられます。</li> <li>○ このような中、近年では農業生産以外の企業（異業種企業）が農業に関心を持ち、新たに参入を希望する動きが活発化しており、当該企業の資本力や技術力を活かした農業の新たな可能性が期待されます。</li> <li>○ しかしながら、こうした企業は農業の実務経験や技術知見を有していない場合が多く、事業の安定的な立ち上げには、経験豊富な農業人材の雇用や、参入前の導入作物等の情報収集、消費者ニーズ、販路開拓、試験栽培、技術習得方法、加工品開発等の各種調査・準備が不可欠であることから、異業種企業の農業参入を後押しすることが必要です。</li> <li>○ なお、国において実施している「雇用就農資金」は、農業法人等が新規就農者を雇用し、研修を実施する場合に交付されるものであり、経験豊富な農業人材の雇用は、本事業の対象外となっていることから、別途制度の充実が必要です。</li> </ul> <p><b>【具体的内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異業種企業が経験豊富な農業人材を雇用する際の支援制度の創設について、国への働きかけをお願いします。</li> <li>○ 異業種企業が農業参入に向けて各種調査・準備する際の、財政的支援をお願いします。</li> </ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな担い手の確保による農業生産基盤の維持のみならず、地域における新たな農業モデルの創出や、持続可能な地域社会の実現が期待されます。</li> </ul>

現在までの主な経過・参考事項	<参考事項>	
	≪雇用就農資金の概要≫	
	概要	農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付
	支援内容	交付額年間最大60万円、最長4年間※ ※雇用就農者育成・独立支援タイプ
	要件	<p>&lt;農業法人等の主な要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること</li> <li>・労働環境の改善に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと</li> <li>・過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること</li> </ul> <p>&lt;新規雇用就農者の主な要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する 49歳以下の者であること</li> <li>・支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること</li> <li>・過去の農業就業期間が5年以内であること</li> </ul>
	≪企業の農業参入トータルサポート事業（熊本県）の概要≫	
	概要	地域と調和した企業の農業参入を促進するとともに、農業参入した企業が農業を通じた地域振興に取り組む活動を支援するために補助金を交付するもの
	支援内容	<p>農業参入に伴う、消費者ニーズや販路等各種調査及び機械・設備の導入等に係る経費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：1/3</li> <li>・補助限度額：500万円～1,000万円</li> </ul>
	補助対象者	<p>以下に掲げる要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県内において農業、農業サービス業に参入する企業であること</li> <li>・熊本県内に事業所を有すること</li> <li>・農業又は加工等の事業に年間60日以上従事する者を3人以上有する規模であることなど</li> </ul>

担当部課：農林部農政課

■新規 □継続（一部新規） □継続

要 望 事 項	持続可能な青森りんごのブランド確保について
---------	-----------------------

要 望 先	国	
	県	農林水産部りんご果樹課、構造政策課

要 望 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高密度植栽培の栽培推奨環境の検証と情報提供について</li> <li>○ 消費者ニーズに対応した安全・安心な「青森県産りんご」の流通について</li> <li>○ 加工用りんご専用栽培に対する支援について</li> <li>○ りんごイノベーションセンター（仮称）における農業者向けの学びの場の環境整備について</li> </ul>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年から2年連続で収穫量が40万トン割れしている青森県産りんごについては、生産者の減少や気候変動などの課題が山積し、青森りんごのブランドにとって厳しい状況が続いています。</li> <li>○ 収穫量40万トン割れによる品薄感から、近年、従来は加工品用レベルのりんごが、生食用として流通しているなど、品質を最優先する消費者の青森県産りんごに対するイメージが低下する可能性があります。</li> <li>○ 青森りんごのブランドイメージの確保には、アップルパイやシードルなど、加工品も欠かせない存在ですが、近年、収穫量の減少により、加工用りんごの確保が難しくなっています。</li> <li>○ 早期多収や作業性の効率化等が期待される高密度植栽培の栽培面積が増えなければ今後の収穫量の維持は難しいことから、当市においても、導入に係る経費の自己負担を軽減し、高密度植栽培に対する関心を高めるとともに、導入の機運醸成を図るために、市改植事業において、令和5年度からの初期導入（上限10aまで・1回限り）に対し、国改植事業に上乘せして助成しています。</li> <li>○ 高密度植栽培は、本県のような豪雪地域での栽培実績が少なく、これまで導入に踏み切れなかった農業者もいましたが、令和6年12月からの豪雪による雪害の状況が明らかになり、地形や導入資材によって被害の状況が大きく異なったように見受けられます。</li> <li>○ 青森りんごのブランド確保には、人材の確保が最も重要であることから、当市では、農業里親研修やひろさきスタートアップの塾の開催、雇用就農資金の上乘せ支援により、就農前の栽培技術や農業経営を学ぶ環境を整備していますが、就農希望者のニーズは多様化し、公的な機関での研修を希望する声もあります。県内には七戸町に営農大学校がありますが、りんごの一大産地である当市からは距離が遠く、通学が困難です。</li> <li>○ また、産業維持のためには、就農希望者を指導する指導者の人材育成も重要ですが、現在、指導者が定期的に学ぶ場が無い状況にあります。</li> </ul>

**【具体的内容】**

- 流通事業者に対して、生果として出荷する「青森県産りんご」のガイドラインの策定や、年ごとの品質基準の目合わせを関係団体に働きかけるなど、県が主体となって安全・安心な青森県産りんごのイメージ確保に努めていただくようお願いします。
- 加工専用栽培は、青森県に多い小中規模の家族経営体では省力コストと販売利益が見合わないため導入が難しく、大規模経営体における栽培が期待されることから、既存の大規模経営体の加工専用栽培の支援や、新規の企業経営体が参入しやすい体制の整備をお願いします。
- 今後、高密度栽培を拡大していくために、雪害を受けにくい高密度に適した地形やトレリスなど、県が推奨する栽培環境の検証をお願いします。
- 新たに開設するりんごイノベーションセンター（仮称）において、就農希望者が学ぶことができる講座の開設や、地域の指導者が学びあえる環境の整備をお願いします。

**【効果等】**

- 消費者ニーズに対応した「青森県産りんご」が市場に流通することで、品質が確保され、価格や付加価値の維持につながります。
- 加工用りんごの確保体制が整備されることで、加工品生産の維持及び青森りんごのブランドイメージの確保につながります。
- 適地に高密度栽培が導入されることで、枯死や枝折れ等で失敗するリスクが軽減され、生産量の確保につながります。
- 公的機関（りんごイノベーションセンター（仮称））におけるりんご生産に関する学習環境が整備されることで、青森りんごに関わる人材確保につながります。

○弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金  
（省力樹形を初期導入する際の上乗せ支援実績）

	R5	R6	R7（予定）
件数（件）	8	2	18
面積（㎡）	5,167	1,728	37,655
金額（円）	2,023,496	617,800	-

○弘前市就農研修実施状況

研修内容		R4	R5	R6
農業里親研修	トライアル研修	8	26	14
	里親実践研修※	1	9	11
雇用就農促進支援事業※		5	16	31
ひろさきスタートアップ塾				31

※複数年研修できるため、1研修生が複数年度に計上されている。

現在までの主な経過・参考事項

担当部課：農林部りんご課

□新規 ■継続（一部新規） □継続

要 望 事 項	新規就農者への支援について
---------	---------------

要 望 先	国	農林水産省経営局就農・女性課
	県	農林水産部構造政策課

要 望 内 容	<p>○ 経営発展支援事業の交付要件の見直しについて</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県では、担い手の減少や高齢化とともに、後継者不足問題が顕在化しており、将来にわたり農業生産基盤を維持していくためには、農家出身者のみならず、非農家出身者も含めた新たな人材を育成・確保することが重要であります。</li> <li>○ 国では、令和4年度に「新規就農者育成総合対策」の見直しを行い、就農直後の経営確立を目的とした「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」を継承した「経営開始資金事業」においては、資金の交付対象期間がこれまでの最長5年間から最長3年間に短縮されたものの、就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合に都道府県支援分の2倍を国が支援する「経営発展支援事業」が創設されたことから、これまで以上に新規就農者への手厚い支援が可能となっております。</li> <li>○ 当市では、これらの事業を積極的に活用しており、令和6年度においては、「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」及び「経営開始資金」により63名に資金を交付したほか、「経営発展支援事業」により1名に補助金を交付することで、新規就農者の確保に努めております。</li> <li>○ 一方、「経営発展支援事業」の機械・施設の取得費用の支援については、交付対象者が金融機関から融資を受けることが要件となっております。</li> <li>○ りんご等の果樹経営において、新規就農者全員が安定した収量を得られる樹園地で経営開始できておらず、取得した樹園地で新植や改植をする場合も収量が安定するまでは時間を要するため、早期の経営の安定化が厳しい状況にあります。そのため、経営が安定していないことにより、融資が受けられない新規就農者もおります。</li> </ul> <p><b>【具体的内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営発展支援事業の交付対象者の要件となっている金融機関からの融資につきましては、果樹経営の農家については緩和するよう、国への働きかけをお願いします。</li> </ul>

	<p>&lt;緩和策（案）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営発展段階に応じた計画的な設備投資ができるよう経営開始から3年目以降の農業者まで複数年度の活用も対象とするよう範囲拡大。</li> <li>・経営開始資金と併用する場合は融資要件不要。</li> </ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規就農が促進され後継者不在農家の経営を継承し得る人材の確保につながり、農業生産基盤の維持・強化が図られます。</li> </ul>												
<p>現在までの主な経過・参考事項</p>	<p>&lt;参考事項&gt;</p> <p>《経営発展支援事業の概要》</p> <table border="1" data-bbox="268 786 1407 1267"> <tr> <td>概要</td> <td>機械・施設等の導入支援</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td>都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県の2倍を国が支援 ※青森県においては、県25%、国50%の支援により、補助率は75%（上限額750万円）となる。 ※経営開始資金交付を受ける場合、上限額は375万円となる。 ※夫婦共同申請の場合、上限額は1.5倍となる。</td> </tr> <tr> <td>交付対象者</td> <td>当該年度またはその前年度に新たに農業経営を開始し、独立自営就農時に原則50歳未満の認定新規就農者 ※自己負担部分については、金融機関から融資を受けることが必要</td> </tr> </table> <p>《経営開始資金の概要》</p> <table border="1" data-bbox="268 1346 1407 1666"> <tr> <td>概要</td> <td>経営の不安定な就農初期段階に資金を交付</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td>1人あたり年間150万円（最長3年間）交付 ※夫婦共同申請の場合、交付額は1.5倍の年間225万円となる。</td> </tr> <tr> <td>交付対象者</td> <td>新たに農業経営を開始する独立自営就農時に原則50歳未満の認定新規就農者</td> </tr> </table>	概要	機械・施設等の導入支援	支援内容	都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県の2倍を国が支援 ※青森県においては、県25%、国50%の支援により、補助率は75%（上限額750万円）となる。 ※経営開始資金交付を受ける場合、上限額は375万円となる。 ※夫婦共同申請の場合、上限額は1.5倍となる。	交付対象者	当該年度またはその前年度に新たに農業経営を開始し、独立自営就農時に原則50歳未満の認定新規就農者 ※自己負担部分については、金融機関から融資を受けることが必要	概要	経営の不安定な就農初期段階に資金を交付	支援内容	1人あたり年間150万円（最長3年間）交付 ※夫婦共同申請の場合、交付額は1.5倍の年間225万円となる。	交付対象者	新たに農業経営を開始する独立自営就農時に原則50歳未満の認定新規就農者
概要	機械・施設等の導入支援												
支援内容	都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県の2倍を国が支援 ※青森県においては、県25%、国50%の支援により、補助率は75%（上限額750万円）となる。 ※経営開始資金交付を受ける場合、上限額は375万円となる。 ※夫婦共同申請の場合、上限額は1.5倍となる。												
交付対象者	当該年度またはその前年度に新たに農業経営を開始し、独立自営就農時に原則50歳未満の認定新規就農者 ※自己負担部分については、金融機関から融資を受けることが必要												
概要	経営の不安定な就農初期段階に資金を交付												
支援内容	1人あたり年間150万円（最長3年間）交付 ※夫婦共同申請の場合、交付額は1.5倍の年間225万円となる。												
交付対象者	新たに農業経営を開始する独立自営就農時に原則50歳未満の認定新規就農者												

≪果樹経営（りんご単作）の新規就農者が導入する農業用機械の例≫

	新たに導入する主な機械等
経営開始 1年目から 必要	<p>◇農業経営を開始する上で必須</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用草刈機（事業費：90万円程度）</li> <li>・スピードスプレーヤ （経営規模に対し高額（事業費：900万円程度）であるため、経営発展支援事業の活用を見送り、貸借等により確保する新規就農者が多い）</li> <li>・軽トラック （農業経営以外の用途にも活用できるため、経営発展支援事業の交付対象外）</li> </ul>
事業拡大と ともに必要	<p>◇作業の効率化や省力化を図るために必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スピードスプレーヤ（事業費：900万円程度）</li> <li>・作業用運搬車（事業費：70万円程度）</li> <li>・高所作業台車（事業費：80万円程度）</li> <li>・フォークリフト （農業経営以外の用途にも活用できるため、経営発展支援事業の交付対象外）</li> </ul>

担当部課：農林部農政課

□新規 ■継続（一部新規） □継続

要 望 事 項	企業立地の推進について
---------	-------------

要 望 先	国	
	県	経済産業部企業立地・創出課

要 望 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業立地を推進するための首都圏等企業の情報共有や立地環境等の情報発信について</li> <li>○ 産業用地整備促進に係る支援について</li> </ul>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当市では、将来にわたり持続的に成長していくため、健康医療関連産業やものづくり産業、オフィス立地が期待される情報・デジタル関連産業など、本市の強みを活かし今後の成長が期待される分野を中心に企業立地を展開するため、令和6年度に「弘前市企業立地戦略プラン」を策定しました。</li> <li>○ 当市の強みは、「健康都市弘前」の実現に向けた取組や日本一のりんご産業と共に地域経済を支えるものづくり産業、新幹線や高速道路、港湾、空港などの交通・物流インフラなどの利便性に加え、弘前大学や市内の工業高校など豊富で優秀な人財や手厚い支援制度が充実していることなどであり、これらを活かし、県とも協力しながら積極的に企業誘致に取り組んでいるところであります。</li> <li>○ 近年の企業立地を取り巻く状況は、人口減少による人手不足や経済の停滞、企業のSDGs、DX・GXへの対応など様々な課題を抱えており、更には、物価高やサプライチェーンの再構築、経済安全保障の観点などにより、経営環境の変化に対応しながら事業拡大をしていく必要があります。</li> <li>○ 特に製造業においては、工場等の国内回帰の動きが見られることから、これを本市に企業が立地するチャンスと捉え、積極的に誘致活動を行う必要があると考えております。</li> <li>○ 一方で、市内の産業用地は完売しており、市内外の企業から増設計画や将来の投資計画の相談が一定数あるものの、紹介できる用地がなく企業立地の機会を損失している状況です。</li> <li>○ このようなことから、企業立地への対応として、需要動向を捉えながら、企業立地が可能な地域の拡大や集積等を図るため、新たな産業用地の整備等も含め、本市の強みを活かし今後の成長が期待される分野を中心とした誘致活動を推進していく必要があります。</li> <li>○ 国では令和6年度から、産業用地を整備する自治体を対象とした「産業用地整備促進伴走支援」を実施しており、全国的に産業用地整備を推進しているところでありますが、令和7年度以降は、造成計画等を位置づけた「基本計画」の策定に係る支援を実施しないこととしているほか、用地整備に当たっては「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」の活用も視野に入れ</li> </ul>

た土地利用調整を進める必要があります。

### 【具体的内容】

- 「健康都市弘前」の実現に向けた主要施策の1つに位置づけている健康医療関連企業をはじめ、ものづくり産業や情報・デジタル関連産業など、本市の強みを活かし今後の成長が期待される分野における企業立地の促進に向け、企業立地情報の共有及び首都圏等企業を対象とした立地プロモーション・セールス活動等への一層の支援をお願いします。
- 産業用地の整備に当たり、基本計画策定・各種調査業務に係る支援や、地域未来投資促進法に基づく基本計画の活用に向けた特段の配慮をお願いします。

### 【効果等】

- 県と連携した誘致活動を強化することで、企業情報の把握や市の取組や強みなどの情報発信を、より効果的、戦略的に展開し、企業立地が推進されます。
- 産業用地の整備により、企業誘致や地元企業の成長促進、産業構造の多様化につながり、当市のみならず地域全体において、経済発展に伴う地域住民の生活水準の向上、若者の地元定着や流入による人口の増加などが期待されます。

#### <主な経過>

- 県市合同訪問件数 17件（令和6年度実績）
- あおもり産業立地フェア（県主催）  
首都圏内等の企業を対象に、青森県の立地環境や企業誘致に関する取組状況等についてPR・情報発信し、産業立地を促進しています。
  - ・ 令和4年度
    - 令和4年10月31日（月） ホテル雅叙園東京
    - 令和4年11月14日（月） ホテルメルパルク名古屋
  - ・ 令和5年度
    - 令和6年2月2日（金） ホテル雅叙園東京
    - 令和6年2月13日（火） ホテルモントレ大阪
  - ・ 令和6年度
    - 令和7年1月22日（水） ホテル雅叙園東京
- 首都圏トップセミナー（市主催）  
首都圏等の企業に対して、トップセールスによるセミナーを開催し、効果的な誘致活動を促進しています。
  - ・ 令和5年度
    - 令和5年9月27日（水） 大手町サンケイプラザ
  - ・ 令和6年度
    - 令和6年9月26日（木） ビジョンセンター東京八重洲

現在までの主な経過・参考事項

< 参考事項 >

[ 青森新時代投資促進基本計画（概要版） ]

### 青森新時代投資促進基本計画の概要


**計画のポイント**

青森県及び県内市町村は、「IAX（Aomori Transformation～青森大変革～）」の基本理念のもと、「本県産業の強みを生かして地域経済が好循環する社会」の実現に向け、津軽及び県南・下北の各地域で培った産業集積や良好なインフラ整備、豊富な農林水産資源や自然環境等を最大限に活用した、「ものづくり関連」「農林水産関連」「脱炭素関連」「情報・デジタル関連」「物流関連」の各分野における地域経済牽引事業を推進し、所得と雇用を継続して生み出すことを目指す。

**促進区域**

青森県全域（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田町、外ヶ浜町、鯉ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、種田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）

**《促進区域図》**



**経済的効果の目標**

1件当たり3,697万円以上の付加価値を生み出す地域経済牽引事業を15件創出  
波及効果を含めた付加価値額の合計約7.2億円の創出

**地域経済牽引事業の承認要件**

【要件1：地域の特性を活用（①～⑤のいずれか）】

- ① 基礎素材型産業や加工組立型産業等の集積を活用したものづくり関連分野
- ② りんご等豊富な特産品を活用した農林水産関連分野
- ③ 豊かなエネルギー関連産業の集積等を活用した脱炭素関連分野
- ④ 低コストで快適な立地環境を活用した情報・デジタル関連分野
- ⑤ 交通インフラを活用した物流関連分野

【要件2：高い付加価値を創出】

- 付加価値の増加分：3,697万円超

【要件3：いずれかの経済的効果】

- 取引額：1%以上増加
- 売上げ：1%以上増加
- 雇用者給与等支給額：1%以上増加

**制度・事業環境の整備**

- ・ 不動産取得税、固定資産税の軽減措置
- ・ 工場立地法に基づく緑地率の緩和措置
- ・ 融資制度、補助制度
- ・ 人材確保支援
- ・ スタートアップ支援
- ・ 賃上げ促進支援
- ・ GX促進支援
- ・ DX促進支援
- 等

**地域経済牽引支援機関**

（地独）青森県産業技術センター、（公財）21あおり産業総合支援センター、地域の大学等

**計画期間**

計画同意の日から令和10年度末日まで

[ 弘前市健康医療関連産業投資促進基本計画（概要版） ]

### 弘前市健康医療関連産業投資促進基本計画の概要


**計画のポイント**

青森県及び弘前市では、「IAX（Aomori Transformation）～青森大変革～」の基本理念のもと、「本県産業の強みを生かして地域経済が好循環する社会」の実現に向け、弘前地域において、一層の成長が見込まれる健康医療関連産業（医療・健康・福祉）の振興を図り、弘前大学や青森県産業技術センター-弘前地域研究所など研究機関における研究成果や、医療・福祉関連産業の集積、豊富な地域資源など地域の特性を活用し、健康医療関連産業に挑戦する事業者を広く支援する。

**促進区域**

青森県弘前市全域

**《促進区域図》**



**経済的効果の目標**

1件当たり3,655万円以上の付加価値を生み出す地域経済牽引事業10件の創出  
波及効果を含めた付加価値額の合計約4.8億円の創出

**地域経済牽引事業の承認要件**

【要件1：地域の特性の活用（①～⑤のいずれか）】

- ① 弘前市の弘前大学等の研究を活用した健康医療関連分野
- ② 弘前市の医療・福祉関連産業の集積を活用した健康医療関連分野
- ③ 弘前地域の自然環境、文化財、温泉等の観光資源を活用した健康医療関連分野
- ④ 弘前地域のりんご等の豊富な食産品を活用した健康医療関連分野
- ⑤ 弘前地域の食・精密機械・アパレル等のものづくり産業の集積を活用した成長ものづくり分野

【要件2：高い付加価値の創出】

- ・ 付加価値の増加分：3,655万円超

【要件3：地域の事業者への経済的効果】

- 取引額：1%以上増加

**制度・事業環境の整備**

- ・ 不動産取得税、固定資産税の軽減措置の創設
- ・ 工場立地法に基づく緑地率の緩和措置
- ・ 融資制度、補助制度
- ・ 人材確保支援
- ・ スタートアップ支援
- ・ 賃上げ促進支援
- ・ GX促進支援
- ・ DX促進支援
- 等

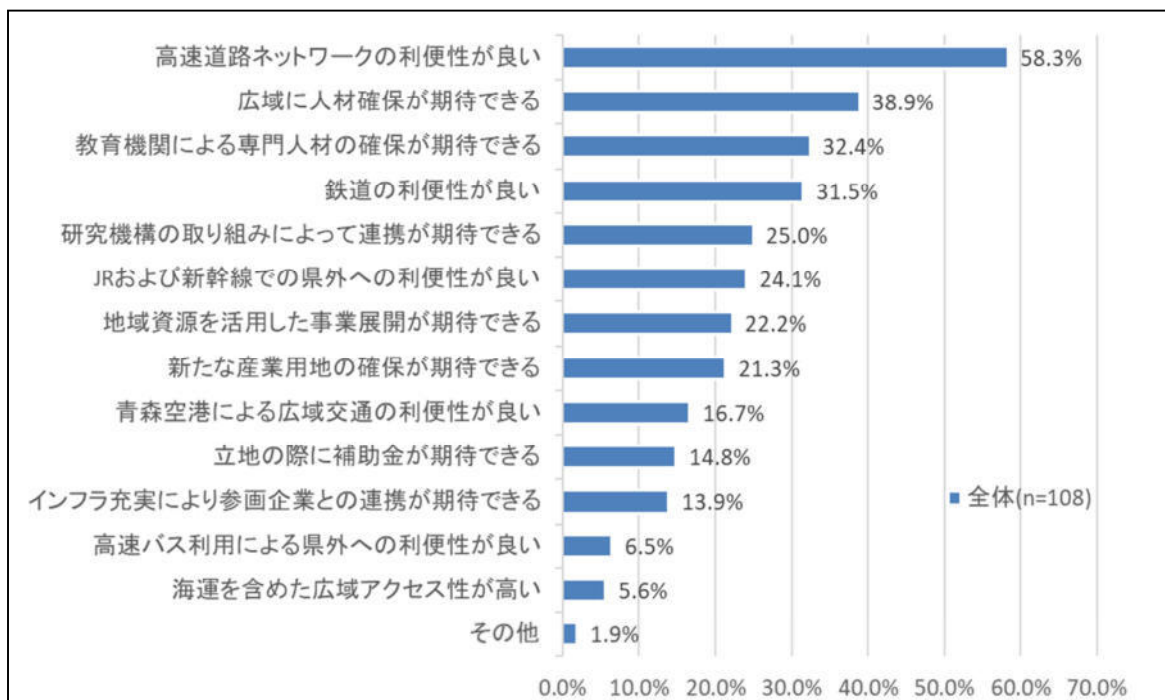
**地域経済牽引支援機関**

（地独）青森県産業技術センター、（公財）21あおり産業総合支援センター、弘前大学、金融機関等

**計画期間**

計画同意の日から令和10年度末日まで

[当市の立地環境に対する評価]



[出典：弘前市企業立地ニーズ調査]

担当部課：商工部産業育成課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	若者の地元就職・地元定着の促進につながる環境整備や情報発信の強化について
---------	--------------------------------------

要 望 先	国	
	県	こども家庭部若者定着還流促進課

要 望 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内企業のワーク・ライフ・バランスに対する意識の向上や福利厚生制度の充実に向けた補助制度の継続及び機運の醸成につながる情報発信の推進について</li> <li>○ 若者の地元就職・定着の促進に繋がる市町村の取組に対する支援について</li> <li>○ 若者の採用及び定着に積極的に取り組む企業の情報発信について</li> </ul>
---------	--

現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方から大都市圏への若者の流出が進行しており、今後ますます地方の活力が低下し、地域経済社会の維持が困難となることが懸念されています。</li> <li>○ 株式会社マイナビ「転職動向調査2025年版(2024年実績)」によると、転職者が入社を決めた理由として「給与が良い」「希望の勤務地である」「休日や残業時間が適正範囲内で生活にゆとりができる」「福利厚生が整っている」「会社に将来性がある」などの項目が上位に挙がっており、特に20代ではワーク・ライフ・バランスや福利厚生を重視する傾向があります。</li> <li>○ このことから、市内企業への若者の就職・定着の促進にあたっては、各企業における就労環境の更なる向上が必要と考えられますが、企業側では必要性を感じていながらも、人手不足や経費の負担増などの理由から、実現できない場合が多いものと推察されます。</li> </ul>																																																					
	<p>《参考》転職者が入社を決めた理由(上位5項目抜粋)(複数回答) (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="2">転職者全体</th> <th colspan="4">若者の状況</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">20代男性</th> <th colspan="2">20代女性</th> </tr> <tr> <th>2024年</th> <th>2023年</th> <th>2024年</th> <th>2023年</th> <th>2024年</th> <th>2023年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与が良い</td> <td>25.9</td> <td>27.9</td> <td>20.9</td> <td>24.6</td> <td>23.3</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>希望の勤務地である</td> <td>25.7</td> <td>28.9</td> <td>18.8</td> <td>26.1</td> <td>25.7</td> <td>31.3</td> </tr> <tr> <td>休日や残業時間が適正範囲内で生活にゆとりができる</td> <td>22.2</td> <td>23.6</td> <td>20.9</td> <td>19.0</td> <td>25.2</td> <td>31.3</td> </tr> <tr> <td>福利厚生が整っている</td> <td>18.5</td> <td>21.9</td> <td>15.4</td> <td>20.1</td> <td>15.7</td> <td>28.6</td> </tr> <tr> <td>会社に将来性がある</td> <td>17.9</td> <td>19.7</td> <td>17.8</td> <td>20.4</td> <td>15.2</td> <td>17.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【株式会社マイナビ「転職動向調査2025年版(2024年実績)」及び「転職動向調査2025年版(2024年実績)」引用】</p>	項目	転職者全体		若者の状況						20代男性		20代女性		2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年	給与が良い	25.9	27.9	20.9	24.6	23.3	22.2	希望の勤務地である	25.7	28.9	18.8	26.1	25.7	31.3	休日や残業時間が適正範囲内で生活にゆとりができる	22.2	23.6	20.9	19.0	25.2	31.3	福利厚生が整っている	18.5	21.9	15.4	20.1	15.7	28.6	会社に将来性がある	17.9	19.7	17.8	20.4	15.2
項目	転職者全体		若者の状況																																																			
			20代男性		20代女性																																																	
	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年																																																
給与が良い	25.9	27.9	20.9	24.6	23.3	22.2																																																
希望の勤務地である	25.7	28.9	18.8	26.1	25.7	31.3																																																
休日や残業時間が適正範囲内で生活にゆとりができる	22.2	23.6	20.9	19.0	25.2	31.3																																																
福利厚生が整っている	18.5	21.9	15.4	20.1	15.7	28.6																																																
会社に将来性がある	17.9	19.7	17.8	20.4	15.2	17.6																																																

- このような近年の傾向に鑑み、本市では人材定着に向けて新たな福利厚生制度等の整備に取り組む事業所への補助金の交付や、さらには、令和6年度からは従業員の働き方の見直しをはじめ、福利厚生制度の充実等に積極的に取り組む事業所を市が認定する制度を開始し、かつ、その取組を市が周知することで、当該企業の外部評価を高めるなど、市内企業全体の福利厚生の更なる充実と企業の魅力向上に取り組んでいるところです。
- 今後は、福利厚生制度など若者が企業選択で重要視する環境の整備を促進するため、機運向上につながる広報活動や補助制度等と併せて、ワーク・ライフ・バランスや福利厚生制度の充実に積極的に取り組む地元企業を、高校生・大学生やUJIターンを検討している若者に効果的に情報発信する必要があります。

### 【具体的内容】

- 県内企業のワーク・ライフ・バランスに対する意識の向上や、福利厚生制度の充実に向けた機運の醸成につながる情報発信などの取組を進めていただくようお願いします。
- 現在、県が取り組んでいる人材定着に向けた補助制度を継続して実施していただくとともに、企業がより申請しやすい制度設計での支援をお願いします。
- 企業の福利厚生制度等の充実に対する支援など、市町村が行う若者の地元就職・定着につながる取組の継続的な実施に向けた支援（市町村が取組を推進していくにあたり相乗効果が期待できる県制度の創設や制度のリニューアル、市町村の取組に対する補助制度の創設、市町村支援制度の周知等）をお願いします。
- 若者の採用及び定着に積極的に取り組んでいる企業の魅力や地元の産業などの情報を、高校生・大学生やUJIターンを検討している若者に対して、情報発信する取組の更なる充実をお願いします。

### 【効果等】

- 県内企業は若者のニーズに応えることで、採用及び定着に積極的であると認知され、県内企業を就職先として検討・希望する若者が増加するものと考えます。
- 人材定着に向けた補助制度などを継続して実施することで、制度が認知され、多くの企業が取り組むきっかけづくりになると考えます。
- 県内企業における若者の人材確保と定着の促進が見込まれることで、人口減少下においても企業の事業継続、さらには地域経済社会の維持が可能になるものと考えます。

令和7年度の若者の県内就職・定着に関連する主な事業

【事業主体：青森県】

- 学生の県内定着促進事業
- 高校生の県内定着推進事業
- あおもりターン情報発信事業
- 若年女性の県内定着・還流促進事業
- 首都圏相談窓口運営事業
- 人材還流促進事業
- 新卒者地元就職促進事業
- あおもり若者定着奨学金返還支援制度運用事業
- U I J ターン就職支援制度運用事業

【事業主体：弘前市】

- 東京圏U J I ターン就職等支援事業
- Uターン就職等支援事業
- 医療・福祉職子育て世帯移住支援事業
- ひろさき人材定着推進事業
- 地域産業魅力体験授業実施事業
- 「健康都市弘前」推進企業認定制度

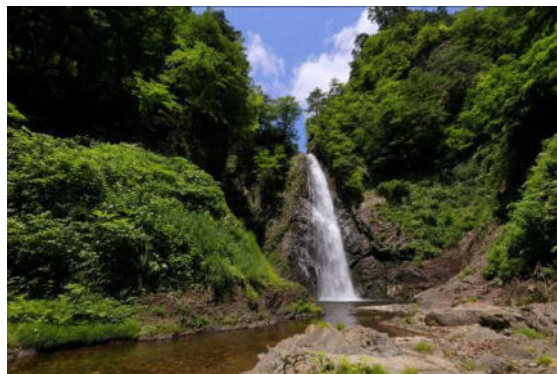
現在までの主な経過・参考事項

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	白神山地の観光振興の推進について
---------	------------------

要 望 先	国	
	県	観光交流推進部観光政策課、誘客交流課 環境エネルギー部自然保護課 県土整備部道路課

要 望 内 容	<p>○ 白神山地の誘客促進の強化について</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 原始的なブナ林を中心に多様な生態系を有する白神山地は、後世に伝えるべき人類の宝であり、青森県を代表する地域資源として保全と活用による共生の取組が求められております。</p> <p>○ 令和5年に白神山地が世界自然遺産登録30周年を迎えたことを契機に、県では、関係自治体や白神山地に関わる観光・商工団体等で構成する白神山地世界自然遺産登録30周年連絡会議を設立し、様々な記念事業の実施や効果的な情報発信を行ったところであり、これらにより、高まった機運と取組を今後も継続させていく必要があります。</p> <p>○ 白神山地の価値の創造と魅力の発信を目的に、西目屋村や関係団体と組織している「白神山地活性化実行委員会(会長：弘前市長)」が実施した、30周年機運醸成事業により高まった機運を継続させるため、取組を継続し、白神山地の認知度と興味関心度を向上させ、更なる誘客を促進する必要があります。</p> <p>○ JR弘前駅を起点とし、白神山地（西目屋村）への唯一の公共交通手段として運行されているバス「暗門白神号」は国内外の個人旅行者にとっても大変重要な役割を担っており、今後も利便性を確保していくためには関係機関が一体となってバスの利用促進を図る必要があります。</p> <p>○ 令和6年の白神山地への入山者数は3万2千966人で、コロナ禍前の水準に戻りつつある一方で、令和3年12月に発生した白神ライン砂子瀬ゲート付近の道路法面の崩落と、令和4年8月の大雨により被災した岩崎西目屋弘前線の開通に関する問い合わせが増加しており、一日も早い復旧が求められます。</p> <p>○ 遺産登録地域周辺の受入環境については、登録された地域の自治体が整備を進めておりますが、限られた財源の中では十分な整備を行うことが困難となっております。安全を確保したうえでの誘客を図るためにも</p>



白神山地の名勝「暗門の滝」

迅速に受入環境の充実を図る必要があります。

### 【具体的内容】

- 世界自然遺産登録30周年を契機に始まった白神山地世界自然遺産登録30周年連絡会議や関連する取組によって高まった機運を次の35周年、その先の未来まで継続させるよう、県が主体となり、白神山地の関係自治体及び団体と連携し、積極的に情報発信するなど、誘客促進を図っていただくようお願いします。
- 世界自然遺産白神山地は、地域住民のみならず、国内外からの観光客にも愛される貴重な観光資源であり、地域活性化において重要な役割を担っていることから、観光価値を高め、持続可能な発展のため、白神山地への二次交通の確保と充実により、観光客の利便性向上を図っていただくようお願いします。
- 観光客がより安全に通行できるよう、被災箇所（道路整備等）の早期完了）をお願いします。

### 【効果等】

- 世界遺産登録30周年を迎えた白神山地を、県民をはじめ多くの方々に知っていただくことで価値や魅力の再認識につながり、関係自治体等との連携強化が期待されます。
- 白神山地への誘客促進の強化により、認知度及び興味関心度が向上し、弘前公園や十和田湖など、他の観光資源と組み合わせることで、青森県への旅行需要が喚起され、観光交流人口の増加が図られます。



【登録30周年を迎えた白神山地】

### <主な経過>

現在まで	平成5年12月	白神山地世界自然遺産登録
	平成23年2月	環白神エコツーリズム推進協議会設立
	平成24年2月	一般財団法人白神山地財団設立
	平成25年4月	白神山地世界遺産登録20周年記念事業実行委員会設立
	平成25年6月	弘前・西目屋エリア白神山地世界遺産登録20周年記念事業実行委員会設立
主な経過	平成25年12月	白神山地世界遺産登録20周年
	平成26年6月	白神山地活性化実行委員会設立（旧「弘前・西目屋エリア白神山地世界遺産登録20周年記念事業実行委員会」）
	平成28年10月	津軽ダム完成
参考事項	平成30年12月	白神山地世界自然遺産登録25周年
	令和2年6月	白神山地PRラッピングバス運行（弘前市内） 令和元年10月 VISIT JAPAN トラベル&MICE マーチ2019に参加
	令和3年12月	土砂崩れにより西目屋村側からのアクセスが不可
	令和4年8月	大雨によりアクセス道が被災

令和5年6月 世界遺産登録30周年記念「白神山地魅力発信アンバサダー」委嘱  
令和6年10月 新シンボルツリーの名称が「白神いざないツリー」に決定

〈白神山地入山者数〉

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
33,011	24,296	38,382	28,217	26,656	16,210	39,600	32,966

※環境省 白神山地世界遺産地域及び周辺地域入山者数調査より

担当部課：観光部国際広域観光課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	腰巻川の早期改修について
---------	--------------

要 望 先	国	国土交通省水管理・国土保全局
	県	県土整備部河川砂防課

要 望 内 容	<p>○ 弘前市豊田一丁目地区から南大町地区までの河川改修の促進について</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年、局地的大雨による都市型水害が多数発生しております。</li> <li>○ 市街地を流れる腰巻川は、平川合流地点から弘前年金事務所前までの整備を完了しておりますが、その上流区間は未整備となっております。特に、JR奥羽本線を横断する箇所は河道が狭く、線形も屈曲していることから、大雨時には頻繁に溢水が発生しております。</li> <li>○ 当市では、三岳公園付近での雨水貯留施設について、令和5年度に工事が完成したことから、下流の腰巻川の改修が急がれます。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>[腰巻川整備済み区間]</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>[JR 奥羽本線を横断する箇所]</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p><b>【具体的内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未整備区間の河川改修を早期に着工していただくようお願いいたします。        （ ・ 弘前市豊田一丁目地区から南大町地区までの河川改修        ・ ボトルネックとなっているJRの横断部分の解消 ）</li> </ul>

**【効果等】**

- 県と当市が一体となって浸水対策に取り組むことで、市街地の浸水被害の解消が図られます。
- 雨水貯留施設の整備により、河道断面の縮小と事業費の圧縮につながります。



[平成 26 年 8 月 JR 横断部溢水]



[平成 25 年 9 月 市道冠水]

市民の安全で安心な生活の確保

<主な経過>



昭和57年度	中小河川改修事業により整備開始
平成 9年度	平川合流点より弘前年金事務所（洞喰川合流点）までの3.53kmを整備
平成10年度	全国的な河川事業見直しにより事業を休止
平成23年度	河道計画の検討
平成24年度	〃
平成27年度	流域調査業務
平成28年度	計画流量及び計画河道断面の見直し等
平成29年度	流域（詳細）調査、(JR横断部)地質調査、地下水調査
平成30年度	浸水想定区域図（想定最大規模の降雨）作成
令和元年度	河道ルート検討、JR及び弘南鉄道横断検討
令和 2年度	JR奥羽本線横断協議、横断部再検討
令和 3年度	JR奥羽本線横断協議（継続）、横断部修正設計 弘南鉄道弘南線横断協議
令和 4年度	JR奥羽本線横断協議（継続）、横断部修正設計
令和 5年度	JR奥羽本線横断協議（継続）、弘前市上下水道部協議
令和 6年度	JR奥羽本線横断協議（継続）、横断部現地測量実施

担当部課：建設部土木課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	主要地方道弘前柏線の整備促進について
---------	--------------------

要 望 先	国	国土交通省道路局
	県	県土整備部道路課

要 望 内 容	<p>○ 弘前市種市地区から石渡地区までの道路整備促進について</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 本路線は、当市石渡地区の主要地方道弘前鱒ヶ沢線との交差点を起点に、つがる市柏地区の国道101号に至る津軽地域の幹線道路であるとともに、生活道路としての役割も担っております。</p> <p>○ 本路線は、幅員が狭いうえ、急カーブが連続し歩道が未整備なことから、特に積雪期において通勤・通学に支障を来しております。</p> <p>○ 当市と西北地方を結ぶ広域ネットワーク路線であり、早急な整備が求められております。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>[急カーブが続く]</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>[道路の幅員が狭い]</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <p><b>【具体的内容】</b></p> <p>○ 道路整備の早期着工をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石渡～種市間にバイパスを整備</li> <li>・急カーブ、幅員狭小区間の解消</li> <li>・歩道の設置</li> </ul> <p style="text-align: center;">（新和・藤代地区からの住民提案型による要望）</p>

**【効果等】**

- 西津軽地区との交流連携強化が図られます。
  - ・「弘前総合医療センター」への救急搬送・通院時間の短縮
  - ・りんご物流の効率化
  - ・地域間格差の是正
  
- 安全・安心な道路が構築されます。
  - ・児童及び高齢者等交通弱者の安全確保
  - ・冬期間の利便性、安全性の向上
  - ・渋滞緩和、交通事故の減少

**津軽地域の安全・安心な活力に満ちた社会・経済・生活の実現**



現 在 ま だ の 主 な 経 過 ・ 参 考 事 項	<p>&lt;主な経過&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">昭和56年度</td> <td style="width: 5%;">)</td> <td style="width: 80%;">つがる市柏広須～弘前市種市間L=10.6km(平成19年12月開通)</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td></td> <td>弘前市町田～弘前市中崎間L=0.8km 歩道整備、防雪柵</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td></td> <td>弘前市三世寺 歩道整備及び防雪柵設置に着手</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td></td> <td>弘前市三世寺 L=0.37kmの歩道及び防雪柵が完成</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td></td> <td>石渡～種市間のルートを検討</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td></td> <td>工区全体の道路概略設計</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td></td> <td>弘前市中崎 道路予備設計</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td></td> <td>弘前市中崎 道路詳細設計</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td></td> <td>弘前市中崎 橋梁予備設計、用地測量、建物等調査</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td></td> <td>弘前市中崎 橋梁詳細設計、防雪柵検討、用地取得</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td></td> <td>弘前市中崎 用地取得</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> <td>弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、防雪柵詳細設計 路体盛土工事</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td></td> <td>弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> <td>弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、埋蔵文化財本調査</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> <td>弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、埋蔵文化財本調査 路体盛土工事</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> <td>弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、埋蔵文化財本調査 路体盛土工事</td> </tr> </table>	昭和56年度	)	つがる市柏広須～弘前市種市間L=10.6km(平成19年12月開通)	平成19年度			平成21年度		弘前市町田～弘前市中崎間L=0.8km 歩道整備、防雪柵	平成23年度		弘前市三世寺 歩道整備及び防雪柵設置に着手	平成24年度		弘前市三世寺 L=0.37kmの歩道及び防雪柵が完成	平成25年度		石渡～種市間のルートを検討	平成26年度		工区全体の道路概略設計	平成27年度		弘前市中崎 道路予備設計	平成28年度		弘前市中崎 道路詳細設計	平成29年度		弘前市中崎 橋梁予備設計、用地測量、建物等調査	平成30年度		弘前市中崎 橋梁詳細設計、防雪柵検討、用地取得	令和元年度		弘前市中崎 用地取得	令和2年度		弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、防雪柵詳細設計 路体盛土工事	令和3年度		弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償	令和4年度		弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、埋蔵文化財本調査	令和5年度		弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、埋蔵文化財本調査 路体盛土工事	令和6年度		弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、埋蔵文化財本調査 路体盛土工事
昭和56年度	)	つがる市柏広須～弘前市種市間L=10.6km(平成19年12月開通)																																																		
平成19年度																																																				
平成21年度		弘前市町田～弘前市中崎間L=0.8km 歩道整備、防雪柵																																																		
平成23年度		弘前市三世寺 歩道整備及び防雪柵設置に着手																																																		
平成24年度		弘前市三世寺 L=0.37kmの歩道及び防雪柵が完成																																																		
平成25年度		石渡～種市間のルートを検討																																																		
平成26年度		工区全体の道路概略設計																																																		
平成27年度		弘前市中崎 道路予備設計																																																		
平成28年度		弘前市中崎 道路詳細設計																																																		
平成29年度		弘前市中崎 橋梁予備設計、用地測量、建物等調査																																																		
平成30年度		弘前市中崎 橋梁詳細設計、防雪柵検討、用地取得																																																		
令和元年度		弘前市中崎 用地取得																																																		
令和2年度		弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、防雪柵詳細設計 路体盛土工事																																																		
令和3年度		弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償																																																		
令和4年度		弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、埋蔵文化財本調査																																																		
令和5年度		弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、埋蔵文化財本調査 路体盛土工事																																																		
令和6年度		弘前市中崎 用地取得、支障物件移転補償、埋蔵文化財本調査 路体盛土工事																																																		

担当部課：建設部土木課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	道路融雪設備の機器更新への支援制度の拡充について
---------	--------------------------

要 望 先	国	国土交通省道路局
	県	県土整備部道路課

要 望 内 容	<p>○ フロンガス冷媒のヒートポンプ融雪設備（歩道、車道）の機器更新への支援制度の拡充について</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 当市に存在しているフロンガス冷媒のヒートポンプ融雪設備（車道2箇所、歩道4箇所）は、平成4年から導入しており、耐用年数(15年)を超過しての運用により、経年劣化によるフロンガスや不凍液の漏洩などが発生しております。特定フロン(R22等)はモントリオール議定書により、令和2年で製造が全廃され、今後、補充用冷媒の入手が困難となることから、特定フロン使用の融雪設備を計画的に更新していく必要がありますが、その費用は多大なものとなり、設備更新費の確保が課題となっております。</p> <p>○ 歩道融雪は当市の玄関口である駅前地区に整備され、歩行者の周遊性と高齢者や障害者への冬期間のバリアフリーを確保する重要設備であります。</p> <p>○ 車道融雪については、坂道の冬期道路交通の安心・安全を確保する設備として、融雪能力の確実性と制御応答性が求められます。歩道融雪・車道融雪共に経年劣化による不具合や能力低下の顕在化と、上記フロン対策が喫緊の課題となっております。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>参考写真1 歩道融雪の稼働停止状況 (弘前駅前地区)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>参考写真2 経年劣化によるフロンガスの漏洩 (駅前融雪設備)</p> </div> </div>

**【具体的内容】**

- 道路融雪設備の機器更新への支援拡充をお願いします。  
道路融雪設備のノンフロン化について、社会資本整備総合交付金の重点施策化による予算確保を継続してお願いします。歩道・車道にかかわらず、融雪設備の継続性の高い施設運用と適正な維持更新に向け、国へのノンフロン化支援制度の拡充について、働きかけをお願いします。

**【効果等】**

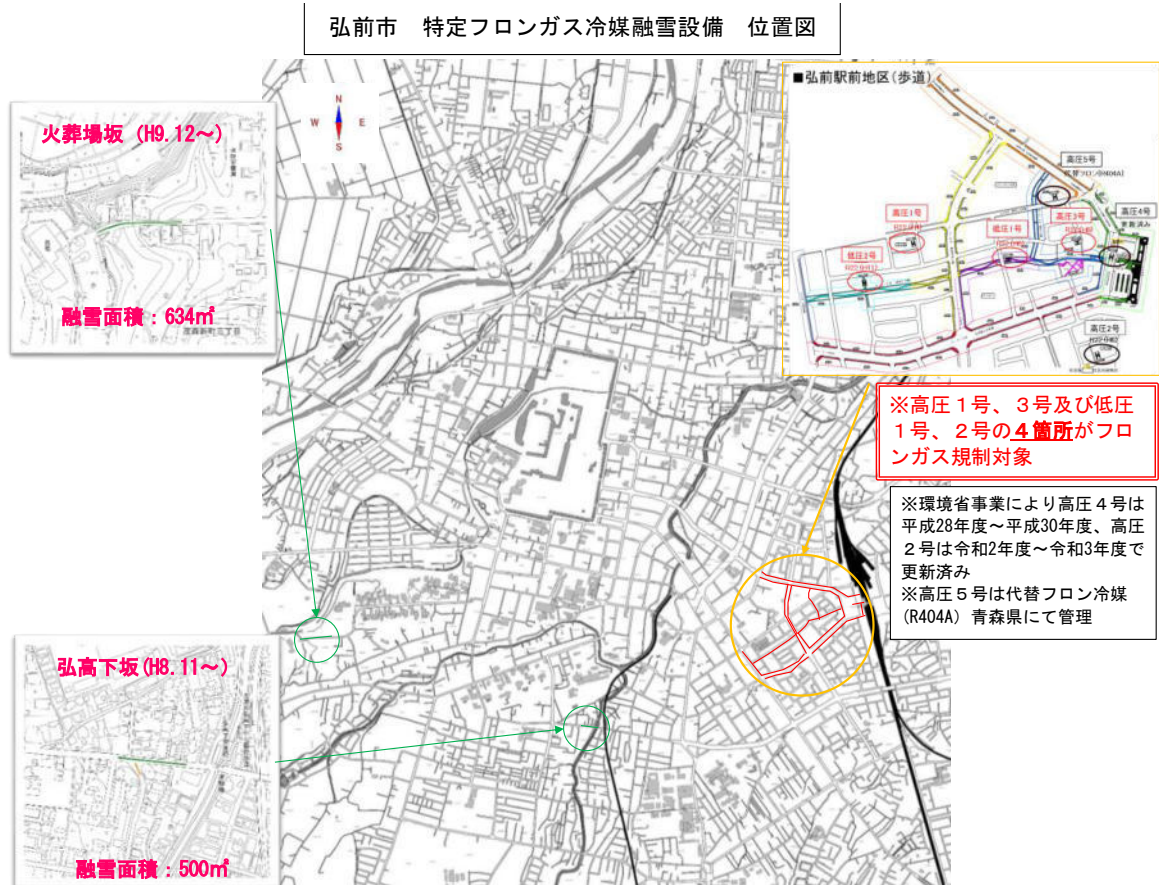
- 融雪設備の適切な更新により、融雪効果の確実性や制御応答性が確保されます。また、冬期間において利用する誰もが安心して円滑に移動できる道路環境が確保されます。
- 融雪設備の更新により冷媒をノンフロン化することで、世界的に進められているオゾン層の保護や地球温暖化問題の対策に寄与します。

＜現在までの主な経過＞

- 平成4年～ フロンガスを使用した融雪機器の歩車道への導入開始
- 平成19年 モントリオール議定書第19回締結国会合により、令和2年度以降の特定フロン生産量を原則全廃決定
- 平成28年 地球温暖化対策計画 閣議決定

＜参考事項＞

現在までの主な経過・参考事項



担当部課：建設部道路維持課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	雪置き場の新規整備に対する支援について
---------	---------------------

要 望 先	国	国土交通省道路局
	県	県土整備部道路課

要 望 内 容	<p>○ 雪置き場の新規整備への支援拡充について</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 当市は積雪寒冷地域として指定され、シーズンの累積降雪量は平年値（30年値）で679cmに及び、特に豪雪年と呼ばれる平成23年度は697cm、平成24年度では770cmもの累積降雪量を記録しております。</p> <p>○ 当市では、排雪の運搬先として主に4箇所の雪置き場を運用しておりますが、そのうち、市が所有している雪置き場は1箇所のみであり、残り3箇所は河川管理者（青森河川国道事務所）より岩木川河川敷を占用させてもらい運用する河川敷雪置き場となっております。</p> <p>○ 記録的な豪雪年となった平成23・24年度には市民生活への影響が顕在化し、早急な除排雪作業が求められましたが、雪置き場周辺は運搬車両で大混雑し、更には雪置き場の容量不足も発生したことから、河川敷雪置き場において緊急対応を取らざるを得ない事態となりました。</p> <p>○ 河川占用条件では融雪期の河川管理上、堆雪高さの上限は河川堤防の高さまでとなっておりますが、豪雪による切迫した事態を河川管理者に相談し、緊急対応として堤防高さを超過し堆雪しました。</p> <p>○ この結果、堆雪高さは上限の約2倍まで積み上がり、河川管理者より融雪期間の出水対策について河川管理上支障となりかねないとの強い指摘を受けることとなりました。</p> <p>○ 河川敷雪置き場では、堆雪を河川の増水期（融雪期）にあたる4月末までに消雪することが河川占用条件となっております。これに係る費用が市の財政負担となっております。特に豪雪時にはこの費用が増大し財政上の大きな課題となりました。</p>



【参考写真1】  
雪置き場周辺で発生する混雑状況  
(掘越雪置き場)



【参考写真2】  
豪雪により堤防高さ以上に堆雪した状態  
(樋の口町雪置き場)

- こうした通年課題に加え、豪雪時には容量不足も発生したことから、河川敷以外の適地に雪置き場の新規整備を検討しております。

### 【具体的内容】

- 雪置き場の新規整備への支援拡充をお願いします。

- ・ 新規雪置き場の整備規模については、平成24年度に発生した雪置き場の容量不足量を基準に、①新規雪置き場、②市内各所の雨水貯留施設の雪置き場利用（多機能化）、③町田雪置き場の県との共同利用により分散堆雪する計画で算定し、整備規模の圧縮を図りました。
- ・ また、この算定規模を基準にエリアを絞り込み、交通渋滞緩和の効果、農業への影響、排水先の確保などを評価したうえで河西地区を適地として選定しました。



【整備規模の算定と適地の選定イメージ】

- ・ 新規雪置き場の整備について特定財源確保の観点から、社会資本整備総合交付金による事業採択を要望しましたが、国の見解では、「交付金を活用して道路事業を行う前提として、雪置き場は道路の附属物である必要があり、道路法逐条解説によると、資材置き場や駐車場は道路附属物として列挙されているものの、雪置き場は列挙されておらず、これを道路附属物とするのは拡大解釈であり補助対象外である。」との見解が示されました。
- ・ 雪置き場は冬道の道路交通の支障となる雪の搬出先として重要施設であり、「新規雪置き場整備事業」を社会資本整備総合交付金の対象事業として取扱って頂くよう、国への制度拡充について働きかけをお願いします。

### 【効果等】

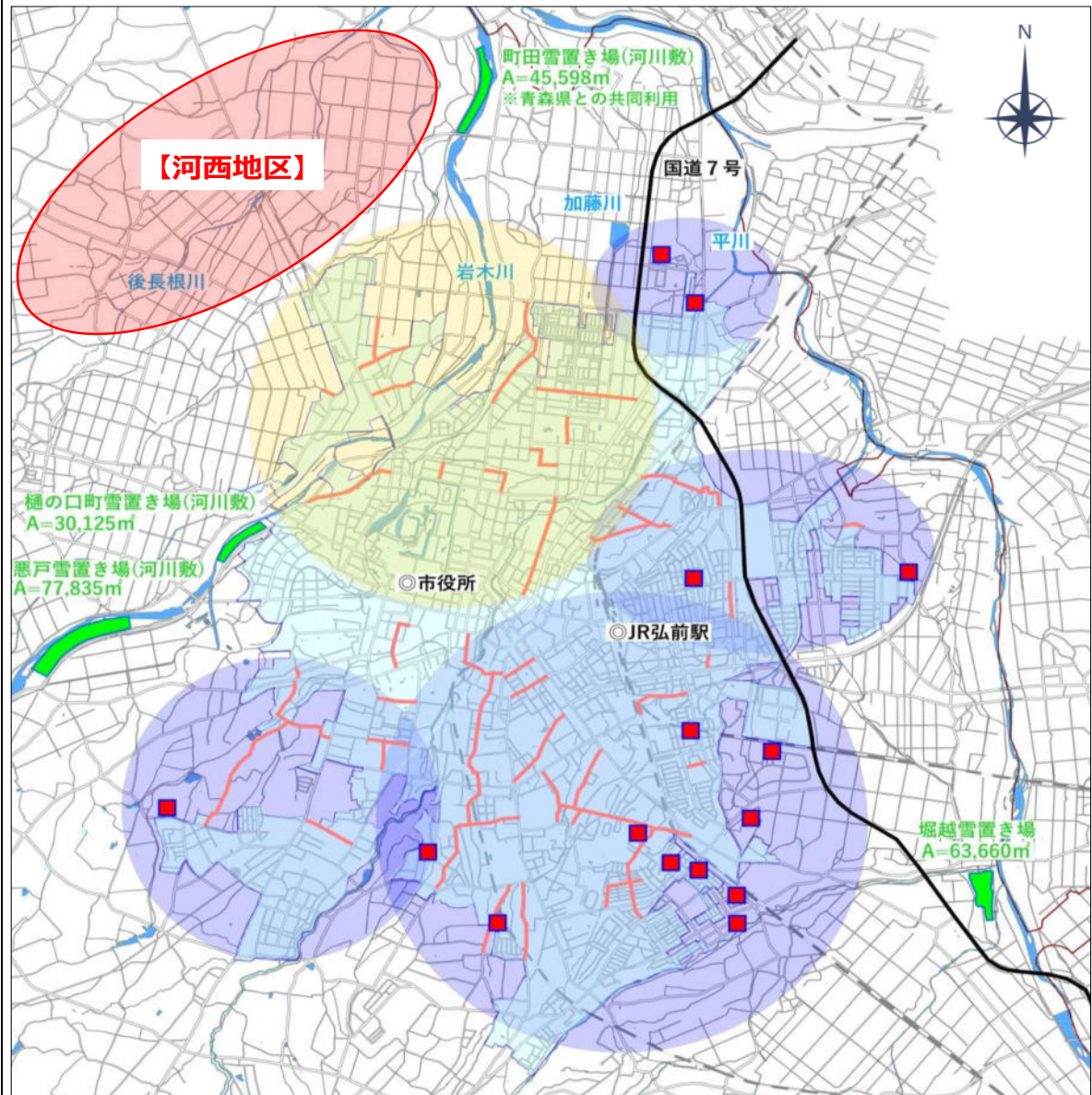
- 新規整備により雪置き場の分散配置となり、既設雪置き場周辺で発生する交通渋滞が緩和され、市民生活の利便性が向上します。
- 暖冬時には河川敷雪置き場の運用を最低限に抑えることができ、河川占用条件である消雪の費用が縮減されます。

<主な経過>

- 平成25年度 青森県中南地域県民局 雪置き場候補地選定業務委託(独狐、小沢、高杉地区等で検討)
- 平成26年3月 弘前市雪対策総合プラン策定
- 平成27年2月 弘前市議会より『雪置き場の新設に対する提言書』提出
- 令和元年度 新規雪置き場整備検討事業を実施
- 令和2年6月 弘前雪対策総合プラン改訂
- 令和3年度 河西地区雪置き場基本設計業務を実施

<参考事項>

現在までの主な経過・参考事項



- |  |   |
|--|---|
| <span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> : 人口集中地  | <span style="border-bottom: 1px solid red; display: inline-block; width: 20px;"></span> : 渋滞発生箇所        |
| <span style="background-color: green; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> : 市街地の既設雪置き場  | <span style="background-color: red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 雨水貯留施設 |
| <span style="background-color: purple; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> : 雨水貯留施設の多機能化により除排雪作業の効率化が見込まれるエリア |   |
| <span style="background-color: yellow; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> : 新規雪置き場の整備により特に除排雪作業の効率化が見込まれるエリア |   |

担当部課：建設部道路維持課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	県立高等学校教育改革における多様な学習環境の整備について
---------	------------------------------

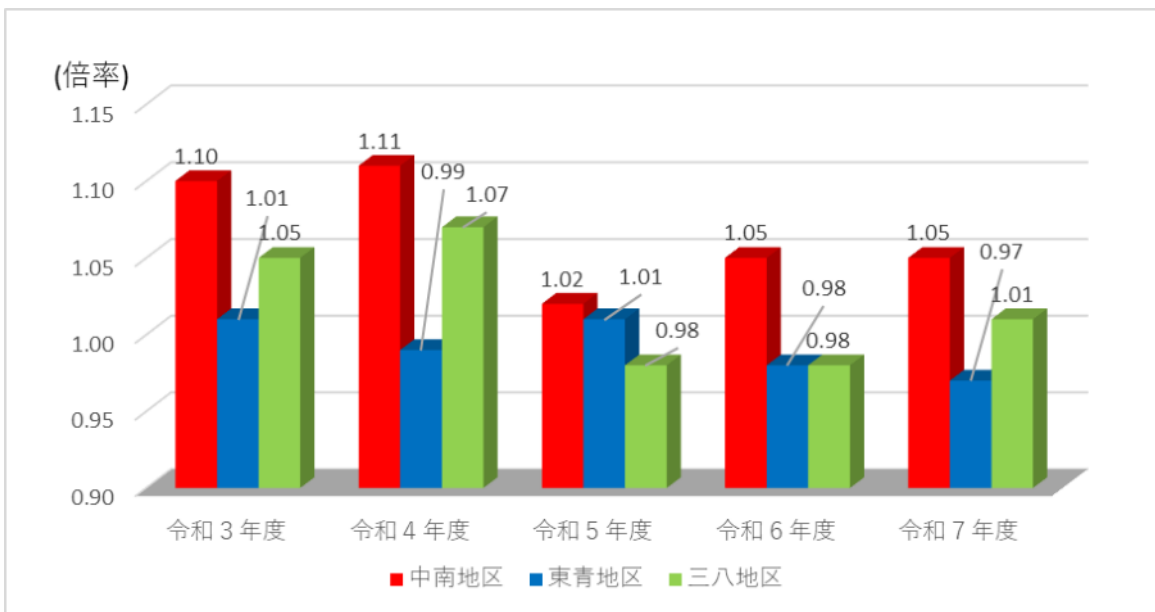
要 望 先	国	
	県	教育庁高等学校教育改革推進室

要 望 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や地域の特色を生かした魅力ある学校づくりの推進について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの夢を実現できる教育環境の整備</li> </ul> </li> </ul>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年11月に青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画が公表され、中南地区においても、志願倍率の高い普通科が学級数減の対象となりました。</li> <li>○ 県立高校全日制の入学者選抜について、中南地区は、他地区からの志願者が多数存在することにより、長年にわたり他の5地区に比べ志願倍率が極端に高いという課題があり、多くの受験生にとって、第一志望の高校への進学が難しい状況にあります。</li> <li>○ 令和7年度の県立高校全日制の出願倍率が県全体で0.93倍となるなど、県全体における志願倍率が低下しているにもかかわらず、中南地区は1.05倍と、依然として県内一高い状態が現在も継続しております。</li> </ul> <p><b>【具体的内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区ごとの生徒数の推移だけではなく、他地区の生徒の進路動向や募集定員に対する志願者の状況等を勘案した上で、第2期実施計画における中南地区への対応内容が適正かどうかを今後も検証し、県内のどの地区の生徒も、不公平感なく、興味・関心をもって、第一志望の高校への入学を目指せるよう、私立高校とも連携を図るなどして、県内各地区の県立高校への志願倍率が同一程度になるために、弘前中央高校の40名減を含め改革の見直しをお願いします。</li> </ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正な学校規模や学級数が確保されることにより、受験生が第一志望とする高校への進学の可能性が、県内すべての地区において均等化されるため、どの地区の子どもたちも、地域格差なく、多様な興味・関心や進路希望に応じた学習への取組が可能となり、それによって生まれる将来の夢を実現できる教育環境の整備が推進されます。</li> </ul>

<主な経過>

- 令和元年10月 令和2年度入学者募集人員公表
- 令和3年度入学者募集停止公表（弘前実業高校農業経営科募集停止）
- 令和2年4月 私立高校の授業料実質無償化
- 令和3年6月 令和3年度入学者募集停止決定（弘前実業高校農業経営科募集停止）
- 10月 令和3年度入学者募集人員公表
- 令和3年9月 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画に関する～令和4年2月 地区意見交換会を計3回開催
- 令和3年7月 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画(案)公表
- 令和3年10月 令和4年度入学者募集人員公表
- 令和3年11月 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画公表（弘前中央高校、弘前南高校各40名減）
- 令和4年10月 令和5年度入学者募集人員公表（弘前南高校40名減）
- 令和5年3月 弘前実業高校農業経営科閉科
- 令和5年10月 令和6年度入学者募集人員公表

<過去5年間の中南、東青、三八地区における県立高等学校入学者選拔出願倍率（全日制課程）>



<過去5年間の県立高等学校入学者選抜出願倍率（全日制課程）>

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	再募集 ※
<b>中弘南黒</b>	<b>1.10</b>	<b>1.11</b>	<b>1.02</b>	<b>1.05</b>	<b>1.05</b>	
弘前	1.28	1.30	1.12	1.18	1.18	
弘前中央	1.29	1.28	1.19	1.15	1.23	
弘前南	1.06	1.01	1.09	1.12	1.13	
弘前工業(平均)	1.15	1.11	1.05	0.92	1.17	
弘前実業(平均)	1.15	1.30	1.06	1.16	1.11	1/5
<b>東 青</b>	1.01	0.99	1.01	0.98	0.97	
青森	1.20	1.19	0.95	1.17	1.07	
青森西	1.05	0.98	1.04	1.12	0.95	1/1
青森東	0.99	1.18	1.13	1.00	1.04	
青森北(平均)	0.86	0.94	0.97	0.94	0.86	1/2
青森南(平均)	1.17	1.15	1.16	1.13	1.36	
青森中央	0.92	0.99	1.14	1.11	0.94	1/1
青森工業(平均)	1.09	0.84	0.97	0.81	1.04	3/6
青森商業	0.94	0.80	1.01	0.80	0.81	1/1
<b>三 八</b>	1.05	1.07	0.98	0.98	1.01	
八戸	1.07	1.21	1.08	1.07	1.04	
八戸東(平均)	1.10	1.22	1.14	1.13	1.01	2/2
八戸北	1.09	1.05	1.05	1.10	1.11	
八戸西(平均)	1.06	1.14	1.14	1.16	1.12	
八戸水産(平均)	0.75	0.66	0.40	0.63	0.60	2/3
八戸工業(平均)	1.22	1.22	0.95	1.00	1.28	
八戸商業(平均)	1.03	0.82	0.81	0.66	0.75	2/2
<b>西 北 五</b>	0.89	0.80	0.79	0.81	0.79	
<b>上 十 三</b>	0.87	0.87	0.88	0.84	0.77	
<b>下北むつ</b>	0.91	0.91	0.79	0.82	0.73	
<b>県平均</b>	1.00	0.99	0.95	0.94	0.93	

※令和7年度再募集：「募集学科／全学科」

担当部課：教育委員会学校整備課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要 望 事 項	地域の実情を反映した恒久的な学校給食費の無償化について
---------	-----------------------------

要 望 先	国	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
	県	こども家庭部こどもみらい課

要 望 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県交付金の交付単価の恒久的引き上げについて</li> <li>○ 国策としての学校給食費無償化に向けた国への働きかけについて</li> <li>○ 国策として実施されるまでの間の県交付金の継続について</li> </ul>																									
	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 令和6年度から創設された青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金（以下「交付金」という。）について、令和7年度の1食あたりの交付単価は、物価高騰緊急対策分として、令和6年度からそれぞれ一時的に30円ずつ引き上げた、小学校310円、中学校340円と示されています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">小学校 320円</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">県交付金 280円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">県交付金(臨時) 30円</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">市負担 10円</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">中学校 360円</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">県交付金 310円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">県交付金(臨時) 30円</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">市負担 20円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[弘前市のR7学校給食費と県交付金の比較]</p> <p>○ 物価高騰は依然続いており、令和7年度においても、給食の食材料費の約2割を占める牛乳については約6%の値上げ、食材料費の1割弱を占める精米については約50%の値上げとなるなど、給食に欠かすことのできない基本的な食材料が高騰しているほか、他の食材についても価格上昇が続く見込みとなっております。</p> <p style="text-align: right;">税抜価格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛乳(本)</td> <td>50.96円</td> <td>51.68円</td> <td>57.27円</td> <td>61.30円</td> <td>65.24円</td> </tr> <tr> <td>精米(kg)</td> <td>311円</td> <td>267円</td> <td>296円</td> <td>348円</td> <td>520円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">[弘前市の牛乳と精米の購入単価]</p>	小学校 320円	県交付金 280円	県交付金(臨時) 30円	市負担 10円	中学校 360円	県交付金 310円	県交付金(臨時) 30円	市負担 20円	品目	R3	R4	R5	R6	R7	牛乳(本)	50.96円	51.68円	57.27円	61.30円	65.24円	精米(kg)	311円	267円	296円	348円
小学校 320円	県交付金 280円	県交付金(臨時) 30円	市負担 10円																							
中学校 360円	県交付金 310円	県交付金(臨時) 30円	市負担 20円																							
品目	R3	R4	R5	R6	R7																					
牛乳(本)	50.96円	51.68円	57.27円	61.30円	65.24円																					
精米(kg)	311円	267円	296円	348円	520円																					

- 当市においては、給食の食材料費が高騰する状況においても、国が示す栄養摂取基準に基き、給食の質や量を落とさないよう、令和4年度から学校給食費に市費を上乗せして給食を提供しており、令和6年7月には1食当たり小学校320円、中学校360円に学校給食費を値上げしたところであります。
- 当市の1食あたりの学校給食費は、県交付金の交付単価を超過しているため、不足分については市が負担しておりますが、物価高騰が続き市費での負担が困難となった場合は、安価な県外食材を求めることに繋がり、地産地消の推進など地域の実情に合った学校給食が提供できなくなることが懸念されます。
- また現在、学校給食費の無償化は、自治体独自の施策であることから恒久的に無償化される保証がないため、将来にわたって不公平なく、少子化対策の一つとして子育て世帯が安心して子育てできる法整備が求められています。

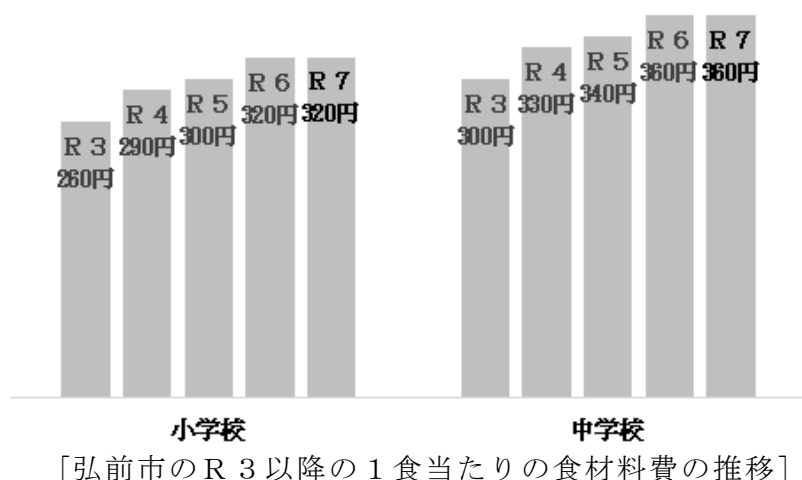
### 【具体的内容】

- 県交付金の交付単価について、物価高騰を踏まえ各自治体の学校給食費の実情に見合うよう、引き続き市町村への調査を通じて、恒久的な見直しをお願いします。
- 学校給食費無償化は、少子化対策の一つとして国策で進めるよう国への働きかけをお願いします。
- 学校給食費無償化が国策として実施されるまでの間、県交付金の継続をお願いします。

### 【効果等】

- 物価高騰に伴う自治体の負担が恒久的に縮小されることで、地域産業の振興につながる地産地消を推進でき、かつ子どもたちにより安全安心な学校給食を継続的に提供できます。
- 全国で学校給食費が無償化されることで、保護者の地域間の格差がなくなり、将来にわたって安心して子育てできる環境整備につながります。

現在までの主な経過・参考事項



担当部課：教育委員会学務健康課